



令和7年1月

枚方市地域連携ネットワーク協議会  
ひらかた権利擁護成年後見センター

# 目 次

## 事例紹介

<b>CASE 01</b>	<b>通帳紛失からはじまった支援の輪</b>	1
	(制度利用にむけて動き出したケース)	
<b>CASE 02</b>	<b>大切なペットだからこそ</b>	5
	(生活支援のために連携したケース)	
<b>CASE 03</b>	<b>地域住民からの相談 ～認知症の人の社会参加～</b>	9
	(生活支援のために連携したケース)	
<b>CASE 04</b>	<b>仕事が生きがい！いつまでも～</b>	13
	(金銭管理を開始したケース)	
<b>CASE 05</b>	<b>日常生活自立支援事業から 成年後見制度への移行</b>	17
	(成年後見制度につながったケース)	
<b>CASE 06</b>	<b>8050問題への総合的なアプローチ</b>	21
	(権利侵害に関するケース)	
<b>CASE 07</b>	<b>親亡き後、頼れる親族が全くいない 家族の支援</b>	25
	(対応困難ケース)	
<b>CASE 08</b>	<b>土地トラブルから発覚した生活課題</b>	29
	(支援や連携が上手くいかなかったケース)	
	『地域共生社会』の実現に向けた権利擁護支援の推進	33
	枚方市の状況（枚方市地域連携ネットワーク協議会）	35
	権利擁護支援を支える制度の1つ「成年後見制度」とは？	36

# 事例紹介 よく出る福祉用語

地域包括  
支援センター

P.02

介護保険制度

P.03

犬猫飼い主探し  
掲示板

P.07

有料老人ホーム

P.08

オレンジ初期  
集中支援チーム  
(認知症初期集中チーム)

P.10

認知症サポーター  
養成講座

P.11

認知症ケアパス

P.12

コミュニティ  
ソーシャルワーカー  
(C S W)

P.14

就労継続支援事業

P.15

こうけんひらかた  
「専門相談」

P.18

日常生活自立支援事業  
成年後見制度

P.19

基幹相談  
支援センター

P.27

# 通帳紛失からはじまった支援の輪

## 対象者



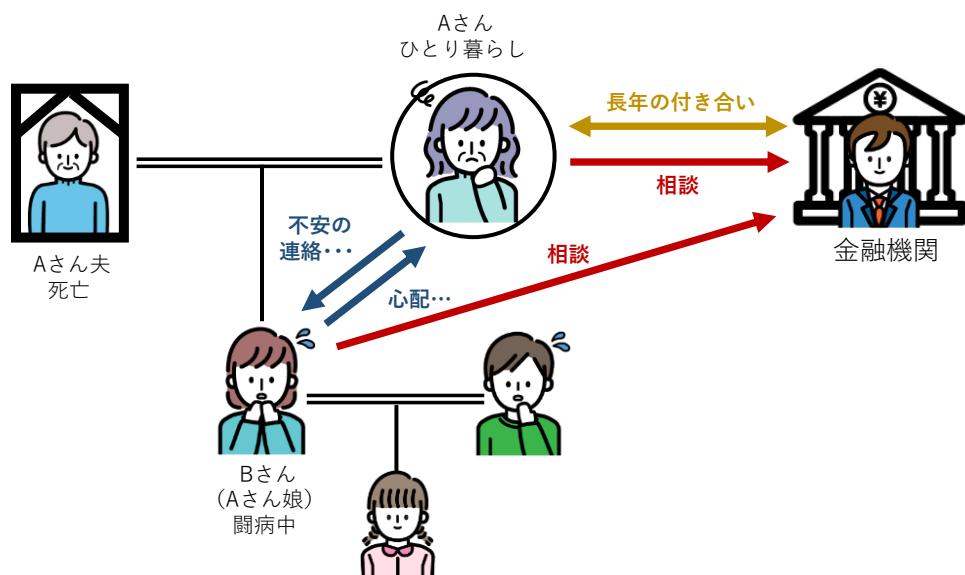
Aさん

90代女性Aさん、夫が他界後はひとり暮らし。収入は遺族年金、預貯金あり。娘Bさんが一人いるが夫婦で遠方に暮らしており、病気を患っているため頻繁に頼ることができず日々の生活はひとりで切り盛りしている。最近は通帳やキャッシュカードを紛失することが増え、徐々に物忘れがひどくなってきてていることにAさん自身も不安に感じている様子。

## 相談内容

Bさん  
(娘)

半年前に母親のAさんと会ったときは問題なく思えたが、ここ1ヶ月で4回も『通帳を紛失した』との連絡が続いた。そこで、Aさんが長年付き合いのある銀行に、Aさんと娘Bさん夫婦で相談へ行くことに。娘Bさん「母親の認知症が深刻化する前に今から対策しておきたい・・・成年後見制度は名前だけ聞いたことはあるけど、今後どうしたらいいのか？」



## キーワード

金錢  
管理

成年  
後見

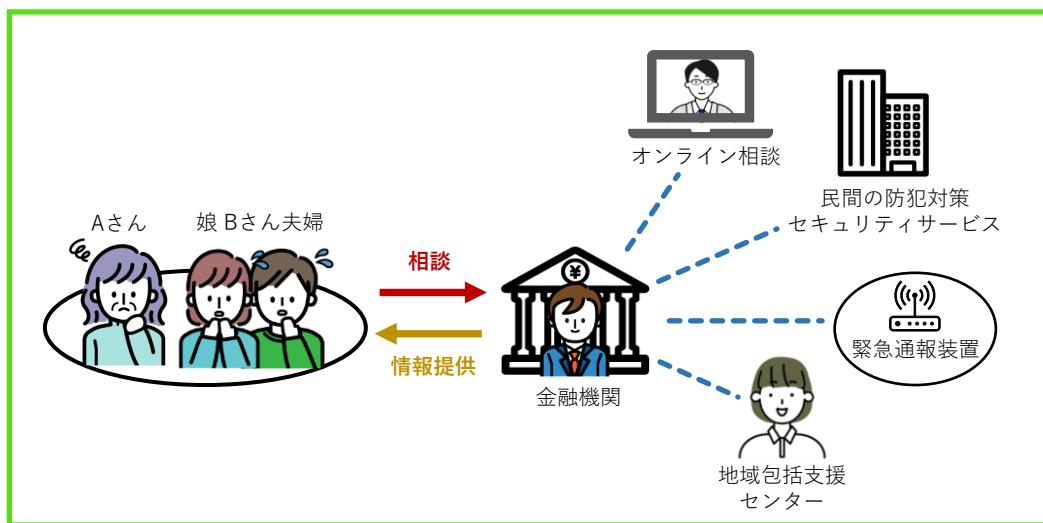
独り身

## 金融機関へ相談

娘Bさん夫婦の相談を聞いた金融機関は、Aさんと娘Bさん夫婦に様々な専門家の先生に相談できる「オンライン面談（※1）」を案内。オンライン面談では司法書士に成年後見制度の説明や手続き等の相談をすることができ、Aさんは成年後見制度の利用を検討することになった。また、Aさんは将来的に施設に入所することを考えているが、当面の間は独居で生活することを希望しており、自宅の防犯関係も心配している様子だった。そこで、金融機関で取り扱っている民間の防犯対策セキュリティサービスや枚方市の緊急通報装置貸与制度（※2）の説明、枚方市地域包括支援センターについての情報を提供した。

（※1）悩みごとに応じて各分野の専門職とインターネットを通じて個別に面談ができること。

（※2）ひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報装置を設置し、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応や、不安の解消を図る制度。「相談ボタン」を押すと24時間相談可能なセンターにつながり、「緊急ボタン」を押すと消防署へつながる。



### 一口メモ 「地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）」って??

高齢者の抱えるさまざまな問題を地域で総合的に支援する相談窓口。枚方市では13の圏域に分け、圏域ごとに1か所ずつ設置されています。

身近な相談窓口として、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、介護保険制度をはじめ、さまざまなサービスの紹介や高齢者福祉にかかる相談をお受けし、申請手続きを含む関係機関との連絡調整等を代行します。



枚方市高齢者  
しつとこサイト

## 地域包括支援センターと連携！

後日、Aさんと娘Bさん夫婦は、近隣の地域包括支援センターへ行き、心配ごとを相談。地域包括支援センター職員より「今後、ご自宅で安心して生活していくために、介護保険制度を利用してみませんか？」と提案されたので、介護保険制度の説明を家族と共に受け、手続きをすることになった。



## 一口メモ 「介護保険制度」手続きの流れ

介護保険被保険者証は65歳以上の全員に交付されますが（場合によっては40歳から交付可能）、実際に介護サービスを利用するためには、枚方市の介護保険課の窓口にて、『要介護・要支援認定』の申請手続きが必要となります。

## ～介護サービス利用までの流れ～

## ① 要介護・要支援認定の申請

対象者	申請できる人
<b>65歳以上（第1号被保険者）</b>	本人（または後見人）・本人の同意を得た代理人、 介護保険法第27条に規定されている提出代行が可能な事業者（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・その他の介護保険施設 等）
<b>40歳以上64歳以下 (第2号被保険者)</b>	

（注）40歳から64歳以下は16の特定疾病に当てはまる場合のみ申請ができます。

## ② 認定調査・主治医意見書の作成

## ③ 審査判定

## ④ 認定（要支援1・2と要介護1～5までの7段階／非該当に分けられます）

※非該当の人は必要と認められれば、市の行う介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。

## ⑤ 介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成

要支援1・2 → 地域包括支援センターに作成依頼

要介護1～5 → 居宅介護支援事業者（介護支援専門員）に作成依頼

※作成事業者は利用者の支援や介護の必要に応じてサービスを組み合わせた

ケアプランを作成します。

## ⑥ 介護サービス利用の開始



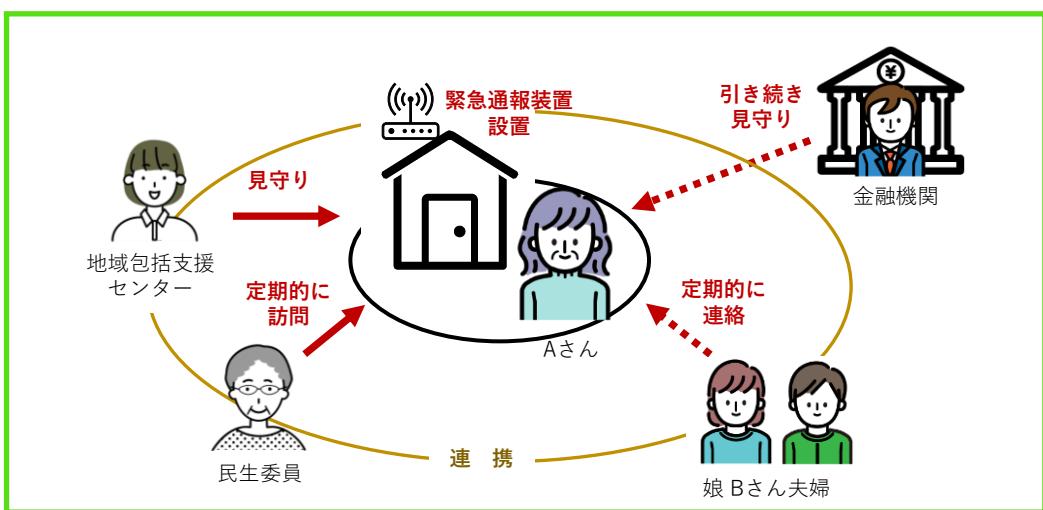
厚生労働省

『サービス利用までの流れ』

## 民生委員にも挨拶、Aさんの見守り体制を強化！

また、介護保険制度の手続きと並行し、急病や災害等の緊急時、早期に適切な対応をしてもらえる「緊急通報装置貸与制度」も利用することに。地域包括支援センター職員より「利用には地域の民生委員（※3）さんの署名が必要」と教えてもらったので、Aさんと娘Bさん夫婦で、地域の民生委員にあいさつへ。民生委員から「今後、定期的に様子を伺いに行きますね」と声をかけてもらい、Aさんも娘Bさん夫婦も、気軽に相談できる人が増え、安心することができた。

（※3）厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当区域において、住民のさまざまな生活上の相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役を担っている。



### コラム

日々、相談を受けている支援者側の選択肢を広げるためには、様々な社会資源を常に把握する必要があります。地域にある社会資源を把握することで、情報提供や共有、関係機関との連携も図りやすくなり、それが相談者に対しても適切な支援につながっていくと感じています。この事例は、改めて社会資源の把握と活用の大切さを伝えたくて掲載しています。

# 大切なペットだからこそ・・・

## 対象者



Aさん

80代女性Aさん。Aさんの夫は昨年から有料老人ホームへ入所しており、今はペットの猫と在宅で生活している。子どもはいない。収入は年金のみだが、預貯金はある。

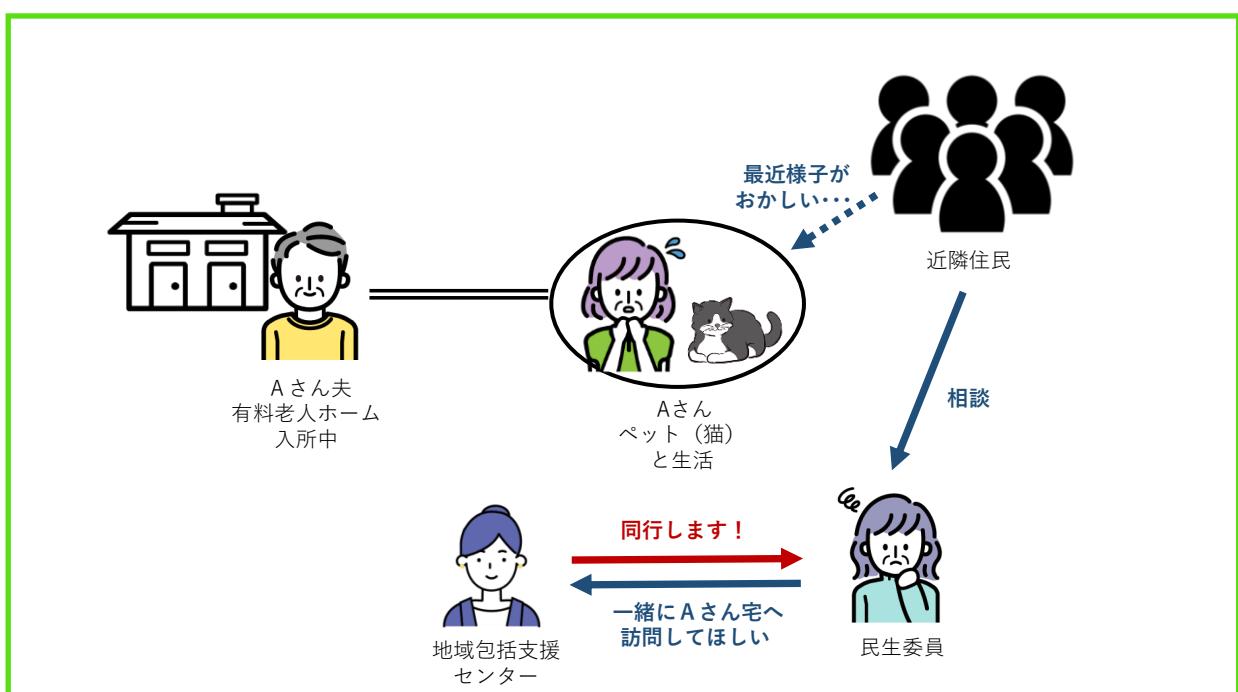
最近、膝の調子が悪く、外出する機会が極端に減り、家に引きこもることが増えている。

## 相談内容



民生委員

近隣住民からAさんについて相談された民生委員が地域包括支援センターへ相談。民生委員「近所の人から、『最近Aさんの様子がおかしい。ポストに新聞やチラシが溜まっていることも増えている』と連絡を受けた。Aさんの自宅に訪問したいと考えているが、念のため、地域包括支援センターの職員にも同行してほしい」





## Aさんの自宅訪問をするも

### 「大丈夫だから」の一点張り・・・

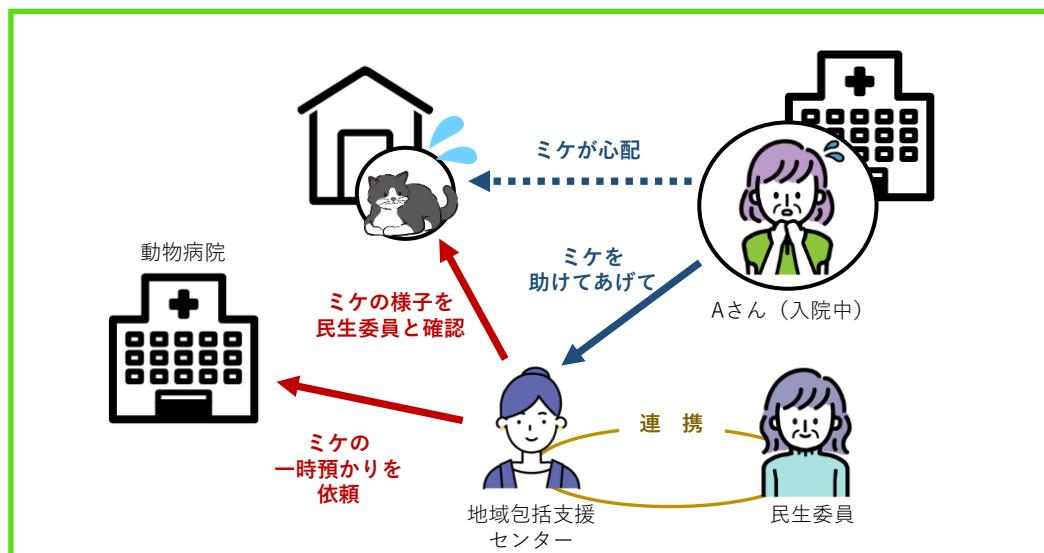
Aさんの自宅へ、民生委員と地域包括支援センター職員が訪問。家の中は、物が溢れしており、暑い夏場にエアコンも使ってないため、臭いも気になる状態だった。地域包括支援センター職員が「最近、困ったことはないですか？」「暑い日にエアコンを使わないと熱中症になってしまいますよ」と声かけをしても「大丈夫だから」「ミケ（猫の名前）と2人で楽しく過ごしている」と回答するだけだった・・・。

## Aさん緊急入院！！「ペットを助けてほしい」

後日、病院より「Aさんという人が出先で熱中症になり、病院に搬送された」と地域包括支援センターへ連絡が入り、職員が病院へ訪問。看護師より、Aさんには初期の認知症状があることや自宅で飼っている猫をすごく気にしているとの情報を得たので、地域包括支援センター職員がAさんと面談。Aさん「ミケ（猫の名前）のご飯が心配」「家の様子を見に行ってほしい」と強く要望された。

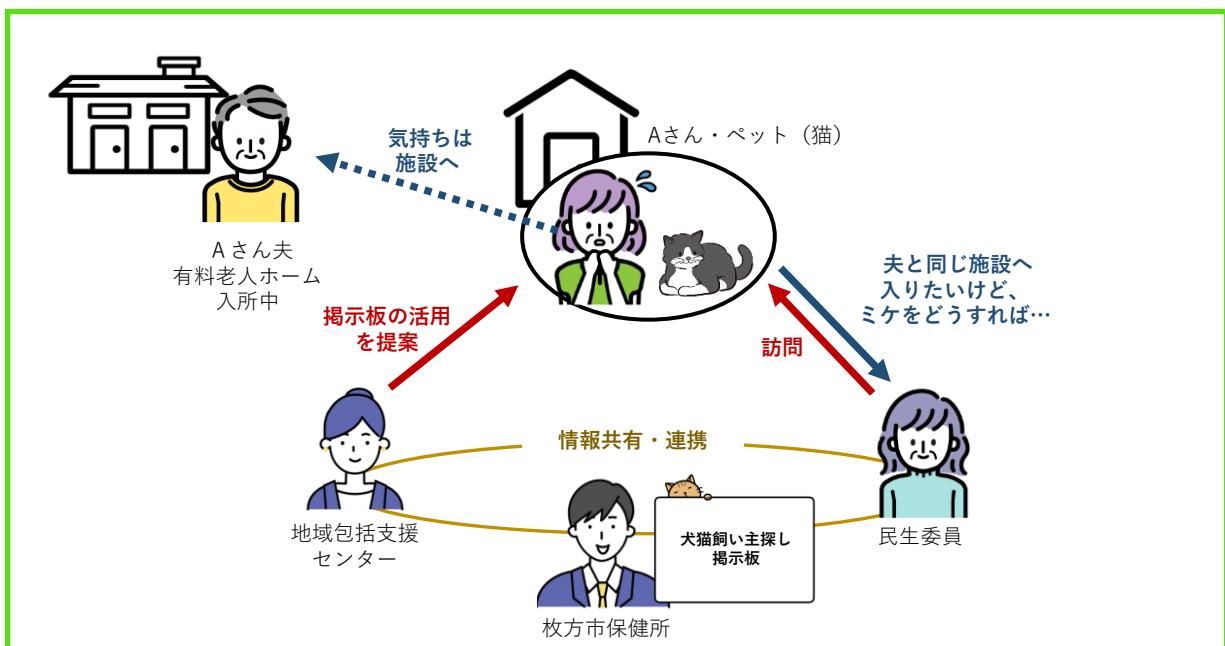
面談後、民生委員と共に自宅を訪問すると、ぐったりしている猫を発見した。

かかりつけの動物病院に相談し、一時的に猫を預かってもらえることになった。



## Aさんとペットの「今後の生活」について検討

後日、Aさんは無事退院。民生委員が様子を見に行くと「これからもこの家でひとり暮らしを続ける自信がなくなった・・・。夫と同じ施設に入ろうかな」「でも、ミケを見捨てるわけにはいかないし、どうしたら良いか?」とAさんから相談された。民生委員と地域包括支援センター職員がペットの対応について枚方市保健所に相談すると、枚方市保健所が運営している「犬猫飼い主探し掲示板」を紹介された。Aさんも掲示板を活用し、新しい飼い主を探すことに同意したため、手続きを進めた。



## 一口メモ 「犬猫飼い主探し掲示板」について

枚方市では、犬猫を飼育できなくなり譲りたい飼い主の方と、新しく犬猫を飼いたい方の情報交換の場として「犬猫飼い主探し掲示板」を運営しています。

掲示板の利用方法や申込みに必要な書類等については右記QRコードからご確認ください。

**※枚方市は情報交換の場を提供するのみで、実際の譲渡に関しては一切関与しませんのでご注意ください。**

**また譲渡に際してのトラブル（譲渡前・譲渡後共）は当事者同士で解決してください。**

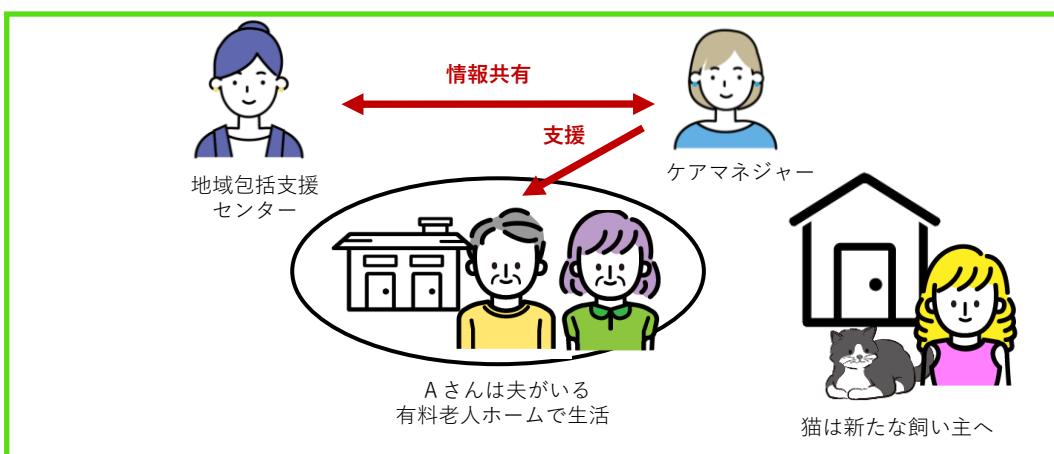


犬猫飼い主探し  
掲示板ホームページ  
※枚方市保健所 保健衛生課 運営



## 新たな生活のスタート！！

1ヶ月後、Aさんのもとに「犬猫飼い主探し掲示板を見た。猫を引き取りたい」との連絡が入った。Aさんは退院時、介護保険制度の申請を行っていたため、担当ケアマネジャーの支援のもと、無事に猫の引き渡しを行うことができた。その後、Aさんは夫が生活している有料老人ホームへの引っ越しを行うことができ、ゆったりとした時間を過ごしている。



### 一口メモ 有料老人ホームとは？？

有料老人ホームとは、高齢者が暮らしやすいように配慮された「住まい」です。枚方市内では主に「介護付」「住宅型」の有料老人ホームがあります。

介護付有料老人ホーム	身体状態に合わせて介護サービスを受けることができる居住施設。設備やサービス、介護体制等、施設ごとに特徴があるので、可能な限り自立した生活を送ることができる。
住宅型有料老人ホーム	食事・洗濯・清掃等の生活支援サービスが付いた高齢者向けの居住施設。主に民間企業が運営し、自立している方から要支援・要介護の方まで幅広く受け入れている。



枚方市有料老人ホーム  
一覧ホームページ  
※枚方市 福祉指導監査課  
介護事業者担当 運営

### コラム

独居高齢者が増加している中で、本人の望む生活や意向を最大限に尊重するために、多職種が役割分担をしながら連携する大切さを伝えたくて、この事例を掲載しました。

また、この事例集を読んでいただいた方に、それぞれの役割を周知することができたらと思っています。

# 地域住民からの相談

## ～認知症の人の社会参加～

### 対象者



Aさん

70代男性Aさん、妻と2人暮らし。

現役時代は大企業で勤務。その頃からボランティア活動を熱心にしており、退職後も地域のサロン（※1）運営のお手伝いを積極的にしてきた。

しかし、最近、サロンの開催日を間違えることが増えるなど、認知症と思われる症状が出始めている。

Aさん自身はプライドが高く、病院への受診は拒否している。

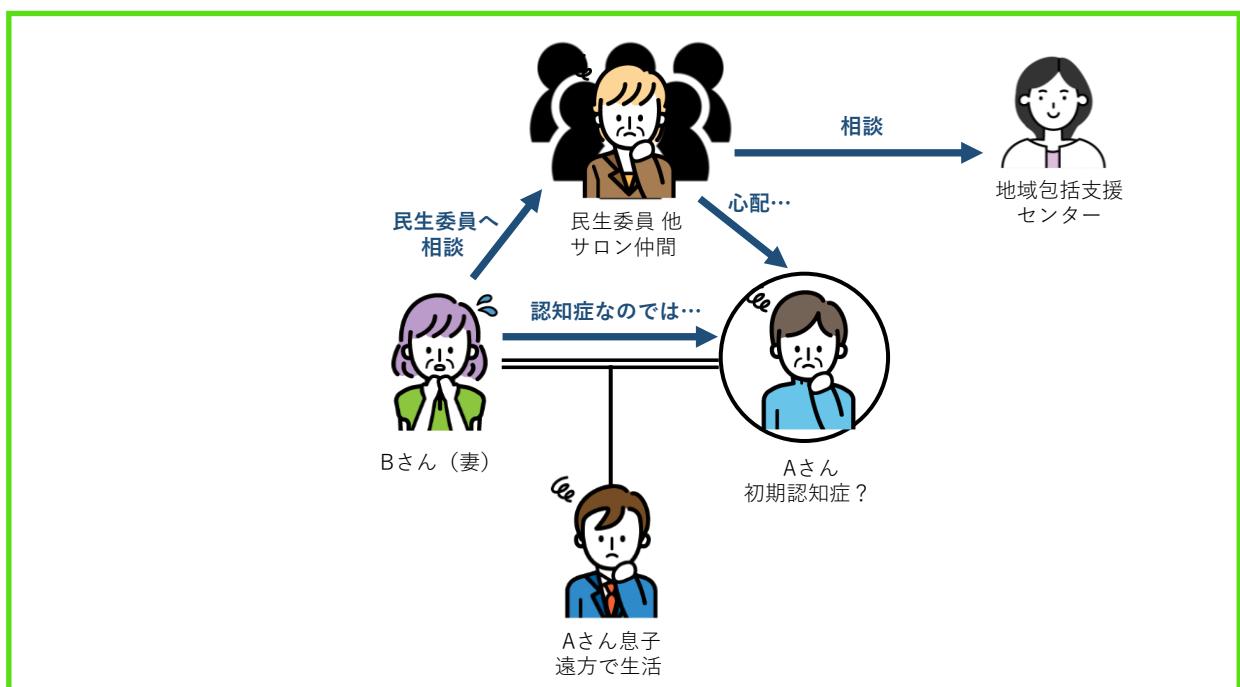
（※1）地域の身近な拠点で、住民同士が手芸、体操、健康講座などの企画運営をしている交流の場。

### 相談内容



民生委員

サロン運営に関わっている民生委員がAさんを心配し、サロンに参加していた地域包括支援センター職員に相談。「最近、Aさんの物忘れがひどくなっている。サロン運営に関わるのは難しいのではないかと仲間内からも話がある。Aさんの妻Bさんからも相談を受けているので、一度、話を聞いてあげてほしい」



## それぞれの気持ちに耳を傾ける・・・

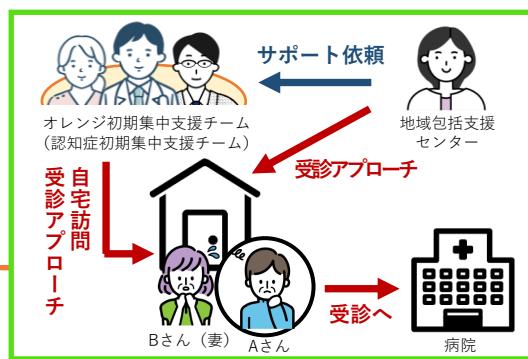
地域包括支援センター職員は、実態把握を行うために、まずは民生委員やサロン運営に関わっている人と面談。サロン仲間からは「よくやってくれていたけど、Aさんに手がかかることも増えている。サロン運営に支障がないか心配」との声があった。後日、改めてAさんと妻Bさんと民生委員を通じて面談。Aさんに困ったことがないか聞いてみると「うっかり忘れてしまうこともあるけど、まだ身体は元気。サロン活動も楽しく行っている。まだまだ頑張りたい」と明るい返事が返ってきた。しかし、個別で妻Bさんと話してみると「認知症じゃないかと思い、夫に病院の検査を勧めたことはあるが、全く話を聞いてくれない。サロン活動も本当は皆さんに迷惑をかけているので、辞めさせたいんです・・・」と本音を話してくれた。

## 受診へのアプローチ

地域包括支援センター職員は、Aさんに許可を取り、Aさんの主治医と相談。主治医も認知症の検査に同意してくれたので「念のため、病院で検査してみませんか?」と提案したが、Aさんは「そんな大袈裟な。必要ないわ」と話が全く進まなかった。そこで「オレンジ初期集中支援チーム（認知症初期集中支援チーム）」に相談し自宅訪問を依頼。医師や看護師等で構成されたチームがAさん宅へ訪問し、Aさんの状態把握や医療機関への受診アプローチを繰り返し行った。そのおかげで、Aさんも「医者がわざわざ家まで来て、そこまで心配してくれるなら病院で一応検査してみよか」と受診することになった。

### 一口メモ オレンジ初期集中支援チームとは？ (認知症初期集中支援チーム)

医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職（看護師、介護福祉士、社会福祉士など）の3人以上で構成されたチーム。チーム員が認知症の人（疑いのある人）や、その家族を訪問し、認知症による困りごとなどの確認、早期対応の相談を行います。また、医療、介護の連携を通じ、チーム支援後の医療機関受診や介護サービス利用などの調整・支援も行います。



オレンジ初期集中支援チームチラシ  
※枚方市 健康福祉政策課 運営

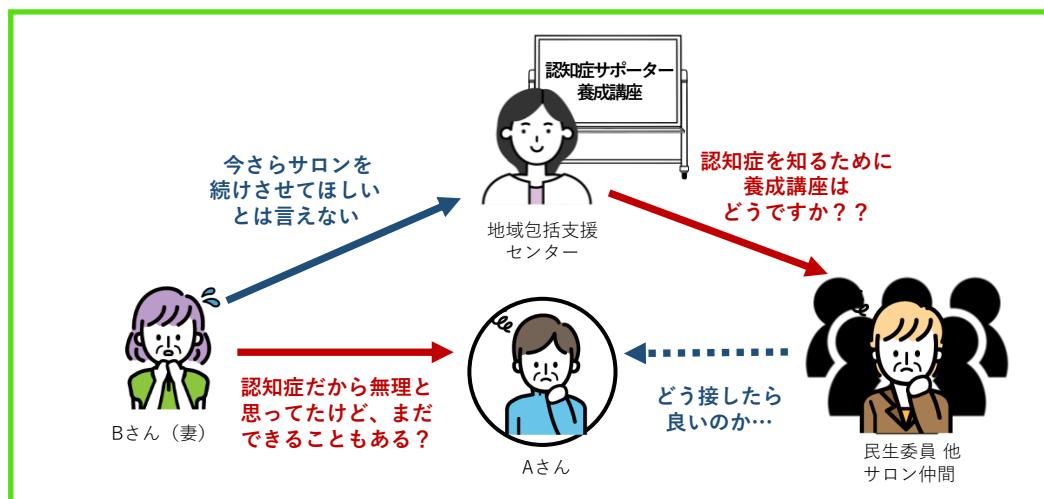
## 社会参加を続けるために・・・

受診の結果、軽度認知障害：MCI<sup>(※2)</sup>と診断された。医師はAさんと妻Bさんに、状態の説明や、「規則正しい生活を送る」「趣味に取り組む」「地域の住民と交流をする」等が大切とアドバイスをした。

アドバイスを聞いた妻Bさんは、地域包括支援センター職員に相談。妻Bさん「夫は認知症だからサロン活動のお手伝いはもう無理だと考えていたけど、逆にそれが進行を遅らせることにつながるみたい。でも、サロンのみなさんに『夫はこんな状態だけど、お手伝いを続けさせてほしい』とは言いにくいです・・・」とのことだった。

地域包括支援センター職員は、妻Bさんに許可をもらい、最初に相談をくれた民生委員やサロン仲間にAさんの状態や、Aさんが引き続き、サロン運営に関われる方法がないか相談。サロン仲間からは「認知症状のある人への接し方をどうしたら良いのかわからない」という声が多かったので、「認知症サポーター養成講座」をサロンの中で開催しないか提案をした。

(※2) 認知症と完全に診断される一歩手前の状態。放っておくと認知症に進行するが、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性もある。



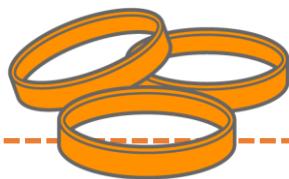
## 一口メモ

## 認知症サポーター養成講座って？？

「認知症になつても安心して暮らし続けることができるまち」を目指し、認知症に対しての正しい知識と具体的な対応方法等を学ぶことで、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するものです。  
講座修了後には「認知症の人を支援します」という意思を示すブレスレット（オレンジリング）をお渡しします。

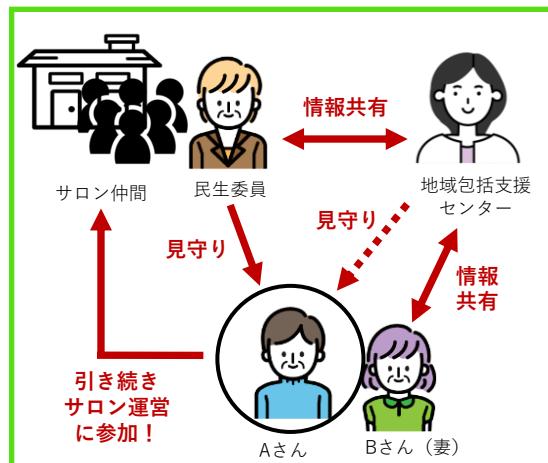


枚方市 高齢者しつこサイト  
(認知症サポーター養成講座)  
※枚方市 健康福祉政策課 運営



## 認知症と付き合いながらサロン運営のお手伝いを続けることで、周りにも変化が

1ヶ月後、地域包括支援センターが講師となり、サロンで認知症サポーター養成講座を開催。サロン関係者全員で認知症を学び、理解を深めた。それ以降、サロン関係者もAさんへの接し方が少しずつ変わり、お手伝いしてもらう内容もAさんの状態にあった内容に変更した。そのおかげでAさんは、生きがいであるサロン活動を続けることができた。

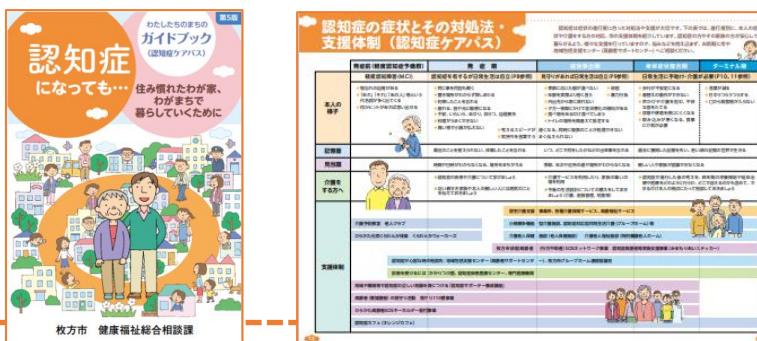


### 一口メモ 知っておきたい！「認知症ケアパス」

認知症の人が住み慣れた地域で暮らしていくために、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示したガイドブックです。枚方市では下記の場所で配布しています。

■配布場所：枚方市役所 健康福祉政策課（別館2階）

各 枚方市地域包括支援センター



### コラム

認知症高齢者の家族やその人を取り巻く地域住民が「認知症になってしまったから何もできない」という認識を持たれることがあります。しかし、認知症サポーター養成講座等で認知症に対する理解を深め、認知症になっても福祉サービスや社会資源等を活用しながら、地域の中で役割をもってその人らしい生活を続けられている人もたくさんいます。この事例はそれを伝えるために掲載しました。

# 仕事が生きがい！ いつまでも～

## 対象者



Aさん

70代男性Aさん。ひとり暮らしで年金生活。

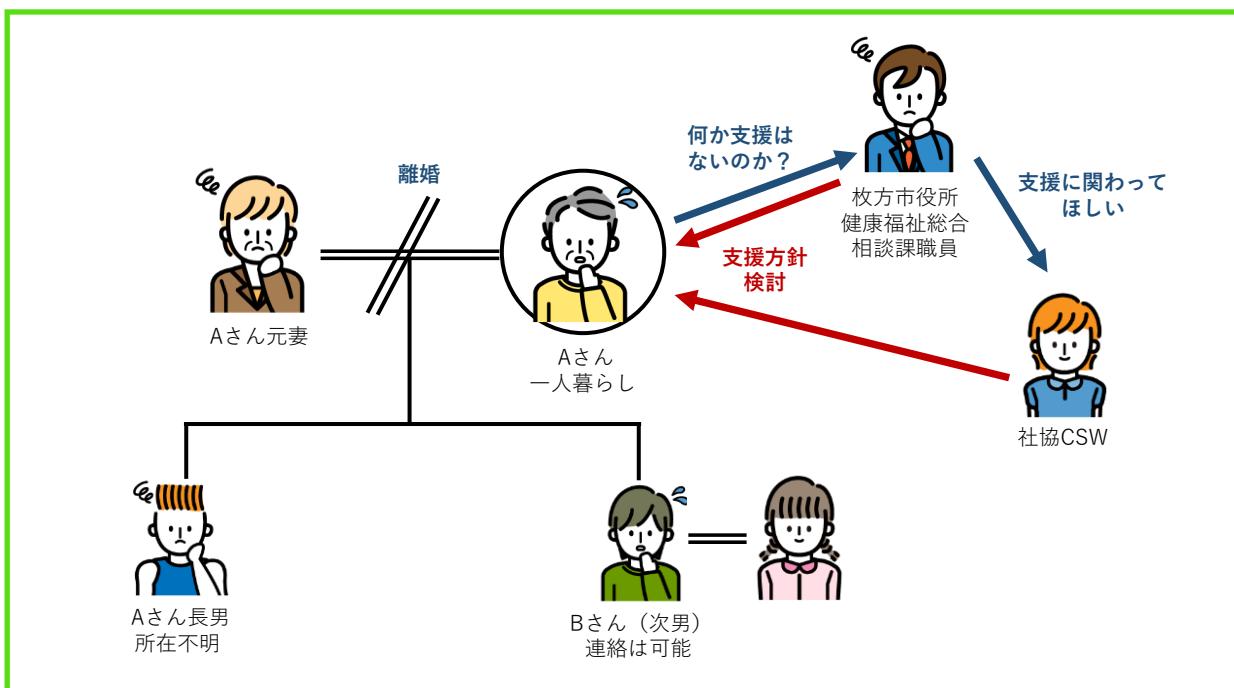
長年、無遅刻無欠勤で勤務し、60歳で退職。しかし、退職後にうつ病を発症し、精神的に不安定に。退職金を使い果たすほど生活習慣も乱れてしまう。そのことが原因で妻とは離婚し、子どもたちとも10年近く疎遠状態に。過去に腎不全のため入院し、身体障害者手帳1級（腎臓機能障害）と要支援1の認定を受けている。現在も週3回、病院で人工透析（※1）を受けている。

（※1）うまく働かなくなった腎臓の代わりに、食事をしたり水分を飲んだりすることで体内に蓄積した余分な水分や塩分、老廃物を取り除き、血液を浄化する治療法。

## 相談内容

枚方市役所  
健康福祉総合  
相談課職員

枚方市役所 健康福祉総合相談課職員が枚方市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（以降、「CSW」という）に相談。「Aさんが窓口に来所し、『お金がない。借金もある。このままでは生活ができない。何か支援はないのか？何もないなら、もう死ぬしかない』と相談に来た。生活の立て直しが必要なため、支援に関わってほしい」



## キーワード

CSW

就労  
支援

金銭  
管理

日常生活  
自立支援  
事業

やりがい

## Aさん「お金を貸してほしい！」の一点張り

健康福祉総合相談課から相談先を紹介されたAさんが枚方市社会福祉協議会へ来所したので、CSWが対応。Aさんは、社会福祉協議会が行っている「生活福祉資金貸付制度（※2）」の利用を希望していたが、生活の立て直しや安定を図るため、日常生活自立支援事業の金銭管理サービスを利用するのはどうかと提案。Aさんは、「そんな支援は必要ない！」「お金を支援してほしいんや！」と利用を拒否。その日の面談は一旦終了となった。

（※2）低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とする制度。

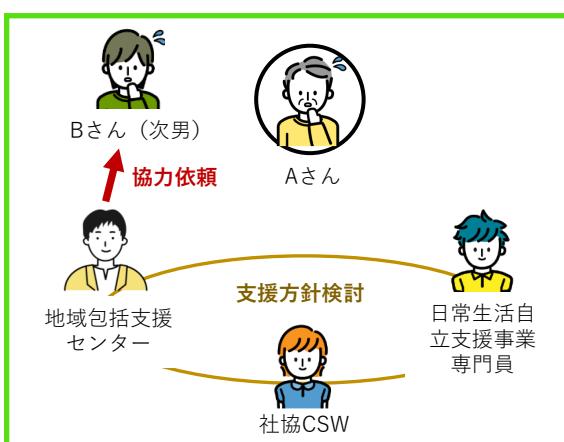
（種類ごとに条件や必要な書類等があるため、詳細は大阪府社会福祉協議会HPを確認）



大阪府社会福祉協議会  
ホームページ

## Aさんへの支援方針をチームで検討

後日、CSWは日常生活自立支援事業専門員やAさんと関わっている地域包括支援センター職員と情報共有し、支援方針を検討。地域包括支援センター職員が「Aさんには、唯一親族で連絡がつながる次男Bさんがいる。次男Bさんが一緒に話を聞いてくれるかもしれない」と提案。次男Bさんを交えて、再度、Aさんと面談することになった。



### 「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」について

地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う専門知識を要したスタッフ。CSWは、支援を必要とする人のために各種専門機関を結びつけるだけでなく、地域を基盤とする活動やサービスを調整することが特徴です。



枚方市社会福祉協議会HP

### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

- 1) 地域の福祉に関する相談に応じます
- 2) 困っている人の支援のネットワークをつくります
- 3) 誰もが住みよいまちづくりにつなげます

## 息子の本音を聞き、Aさんは弱気に・・・

Aさん、CSW、地域包括支援センター職員、日常生活自立支援事業専門員、次男Bさん同席の上、カンファレンスを実施。今後の支援方針やAさんの気持ちを確認する中、次男Bさんより「正直、父親にはずっと迷惑をかけられてきた。もうこれ以上支援するつもりはない」と強い口調で言われたAさん。Aさんも「息子たちにもずっと迷惑をかけてきた。何も言い返されへん。福祉の支援は受ける。けど、こんな惨めな思いするなら死んだ方がマシかもしれんな・・・」と弱気になってしまった・・・。

居場所づくりとやりがい探しのため  
「仕事をしてみないか？」と提案

日常生活自立支援事業契約後、Aさんの借金の返済を開始。契約前からAさんが自由に使えていたお金が減ったため、契約して1ヶ月程度で解約を希望する電話が多くなった。その都度、日常生活自立支援事業専門員が自宅へ訪問し、話し合いを繰り返した。話の中で、Aさんが「子どもにも見放されて居場所もないことに不安を感じていること」「昔から仕事が生きがいだったこと」が明確になった。そこで、日常生活自立支援事業専門員は、Aさんに「仕事をしてみないか？」と提案。Aさんは「こんな高齢者ができる仕事なんてないやろ」と乗り気ではなかったが、Aさんの了承を得て、障害者相談支援センターに就労について相談。Aさんは身体障害者手帳を取得していたため、就労継続支援B型事業所の利用ができるということがわかった。

一口メモ  「就労継続支援事業」について

障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害）を問わず、一般企業などで働くことが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

**雇用契約を結び利用する「就労継続支援A型事業所」と、雇用契約を結ばないで利用する「就労継続支援B型事業所」の2種類がある。**

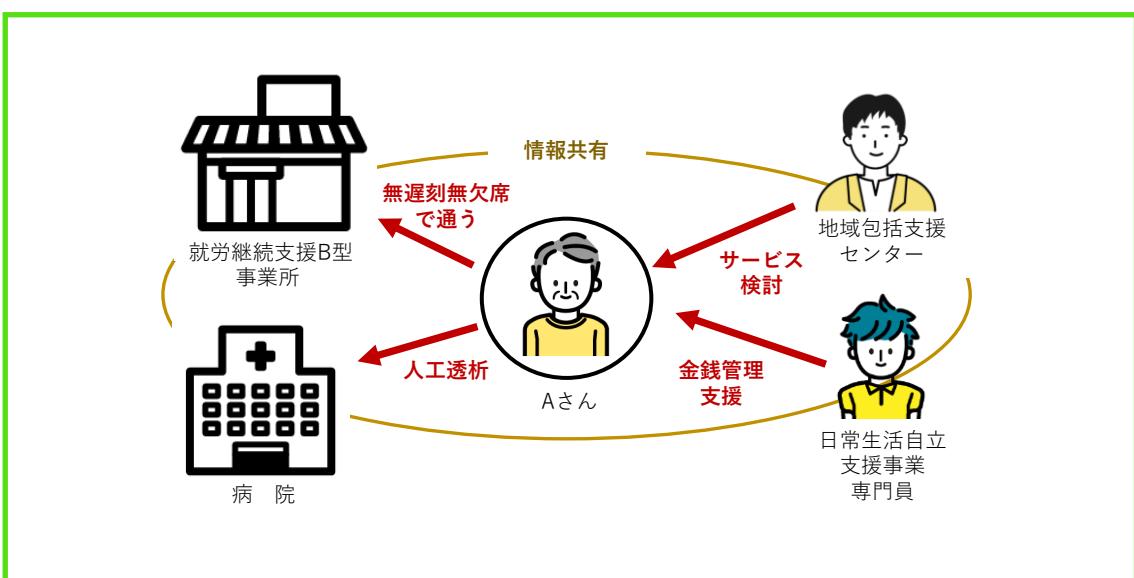


枚方市内指定障害  
福祉サービス事業者等一覧  
※枚方市 福祉指導監査課  
法人・障害福祉事業 運営

## 「仕事」を通じて、やりがいを思い出したAさん！

後日、Aさんと日常生活自立支援事業専門員で、紹介された就労継続支援B型事業所の見学へ。商品の梱包や検品作業などの軽作業をスタッフと協力しながら行う内容だったが、体験を通じてAさんは「仕事のやりがいを思い出したわ」と、帰り際、楽しそうに話していた。

その後、Aさんは紹介された就労継続支援B型事業所に通うように。現役時代のように、無遅刻無欠勤で通い、生活リズムも落ち着いたおかげで、精神的にも安定した。「仕事はどんな仕事でもきっちりやらなあかん。あんたのおかげで、昔の自分を少し思い出したわ」とAさんから笑顔が見られるようになった。日常生活自立支援事業の支援継続により、借金も一部完済することができ、自立した生活を送っている。



### コラム

本人の「自己肯定感」を取り戻すために、支援者側が本人の生活歴や人柄をしっかりと理解することの重要性を伝えたくてこの事例を掲載しました。本人の「想い」を汲み取ることは非常に難しいことです。だからこそ、本人にしっかりと寄り添いながら丁寧にアセスメントをすることが大切だと感じています。

# 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

## 対象者



Aさん

50代女性Aさん、療育手帳B1<sup>(※1)</sup>を所持しており、グループホーム<sup>(※2)</sup>で生活している。仕事をしており、給料と障害年金で生活している。Aさんは、金銭管理について不安を抱えていたため、枚方市社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の金銭管理サービスを去年から利用している。

(※1) 知的障害があると判定された人に交付される手帳。大阪府では障害「A：重度」「B1：中度」「B2：軽度」に分けられる。

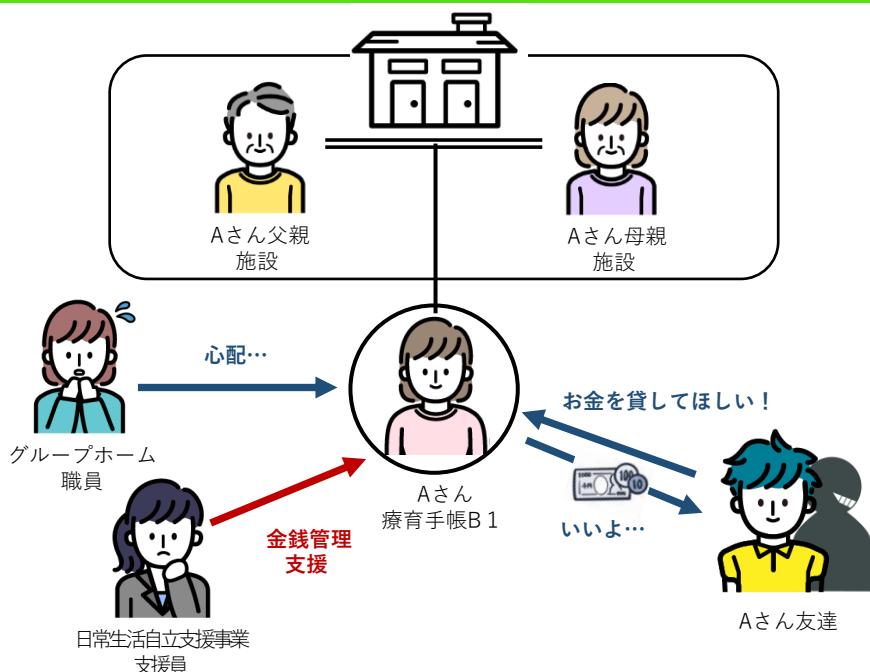
(※2) 障害のある人が地域の中で少人数で暮らす住まい。食事や入浴の準備等を行う世話人や身の回りのサポートを行う生活支援員等が入居者の生活を支えている。

## 相談内容



グループホーム職員

グループホーム職員より日常生活自立支援事業支援員に対し、「Aさんは、最近できた友達に『お金を貸してほしい』『頼れるのはAしかいない』と言われ、お金を渡している様子。Aさんのご両親からも心配の電話があった。何か、AさんやAさんの両親から、そちらのほうに相談はないか？」と相談があった。日常生活自立支援事業支援員もAさんから「お金が足りない」と、相談が入るようになっており、理由を聞いても、曖昧な答えが増えていたため、一度、支援者でカンファレンスをする方向となった。



## キーワード

日常生活  
自立支援  
事業

成年  
後見

金銭  
トラブル

権利  
侵害

## 聞き取りから専門相談へ

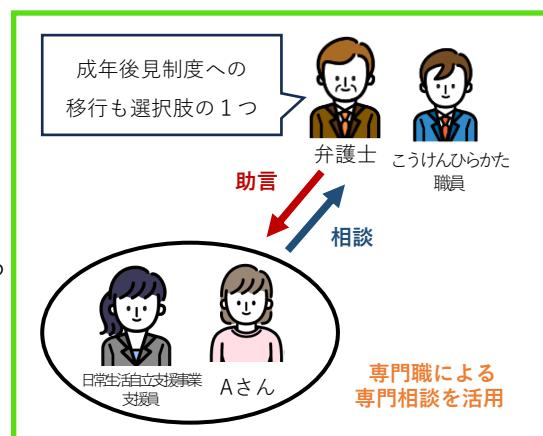
後日、グループホームにて、Aさん・日常生活自立支援事業支援員・グループホーム職員の3者で話し合いを実施。日常生活自立支援事業支援員「Aさん、最近、お金のことによく相談が入るけど、何か困ったことがあったの？」と質問。Aさんは、当初黙っていたが、「・・・仕事の友達がお金に困っているから渡している。友達だから断れなかった」と回答。Aさん自身もどうしたら良いかわからない様子だったので、「一度、専門職の先生と一緒に相談してみる？」と提案。Aさんも「お願いします」と回答した。

## 成年後見制度の利用を検討

判断能力が低下している人への金銭トラブルが発生している事案だったので、「ひらかた権利擁護成年後見センター（こうけんひらかた）」が実施している「専門相談」を活用。弁護士に、Aさんと共に相談をした。

弁護士より「日常生活自立支援事業は、法定代理人<sup>(※3)</sup>ではないので、今回の個人間での金銭トラブルに関する調査や手続きは難しい。また借用書もない中で、友達がお金を借りていることを認めるかもわからない。今後、Aさんの権利や財産を守るために法的支援も視野に入れるのであれば、成年後見制度へ移行するのも選択肢の1つではないか？」と助言。Aさんより「何をしてくれる制度なの？」と質問だったので、弁護士より制度説明を受け、その日は終了した。

(※3) 親権者、未成年後見人、成年後見人等、法律の規定によって定められた代理人のこと



### 一口メモ こうけんひらかた「専門相談」とは？

法律・福祉の専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による成年後見制度等に関する専門的な相談を毎月、第2・第3・第4水曜日にラポールひらかたにて無料で実施しています。

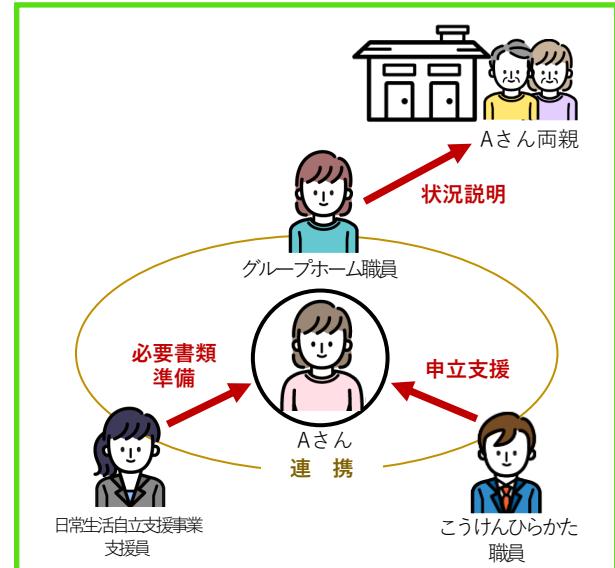


専門相談チラシ

## 成年後見制度への移行

後日、Aさん、日常生活自立支援事業支援員、グループホーム職員、こうけんひらかた職員が集まり、Aさんの想いを確認。Aさん「専門の人が私のお金のこととか、難しい手続きを代わりにしてくれるなら、ずっとお願いしたい」と希望。成年後見制度へ移行手続きを進めるに至った。

グループホーム職員には、両親への説明を依頼。成年後見制度の申し込みについては、Aさん自身が行う形とし、必要書類の準備や書類の書き方等を日常生活自立支援事業支援員やこうけんひらかた職員が全力でバックアップした。



### 一口メモ 「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」の違い

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しています。成年後見制度は、日常的な金銭に留まらない全ての財産管理や福祉施設の入退所等の生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助することができます。

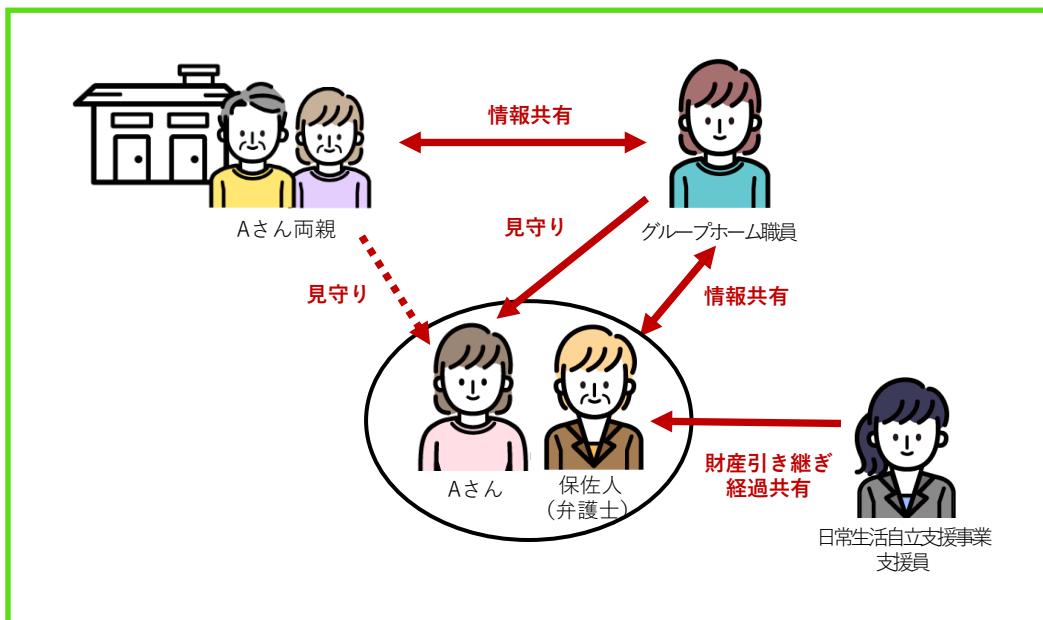
支援内容	日常生活自立支援事業 (本人の意思決定を支援)	成年後見制度 (本人の意思に基づき代理)
日常生活の金銭管理	○	○
年金の受領に必要な手続き	○	○
通帳や銀行印の保管	○	○
福祉サービスの利用援助	○	○
病院の入院契約	△	○
施設の入退所契約	△	○
不動産の処分や管理	×	○
遺産分割協議	×	○
消費者被害の取り消し	×	○
医療行為の同意	×	×
身元保証人、身元引受人	×	×
婚姻・離婚・養子縁組・遺言	×	×

○ 対応可能 / △ 手続き支援のみ / × 対応不可

## 保佐人が選任され安定した生活へ

申込みから2ヶ月後、保佐人（弁護士）が選任。Aさんと保佐人を含めた支援関係者で会議を行い、日常生活自立支援事業からの財産の引き渡しの他、支援の経過や今後の方向性の共有を行った。特にAさんと保佐人は、これ以上、金銭トラブルが起きないようにするためにはどうしたら良いか、何度も話し合いを行った。

保佐人が選任されて以降、金銭トラブルもなくなり、Aさんも落ち着いた生活を過ごしている。



### コラム

日常生活自立支援事業は、認知症や障害により判断能力が十分でない方の生活や金銭管理を支えていますが、加齢等による判断能力の大幅な低下や、複雑な法的課題が発生した場合には、成年後見制度への移行を検討する必要があります。

どのような状況で移行を検討する必要があるのか、また移行する際はどのような手続きなのかの参考として、この事例を掲載しています。

# 8050問題への総合的なアプローチ

## 対象者



Aさん

80代男性Aさん、息子Bさんと2人暮らし。

加齢に伴う筋力低下のため、一人での歩行が難しく、外出時は息子Bさんが付き添っていたが、息子Bさんとの関係性が悪くなつたため、最近ではほとんど外出することではなく、家で過ごしていることが増えている。

また、視力が悪く、食事中に食器を落としたり、家の中でもよく転倒している。

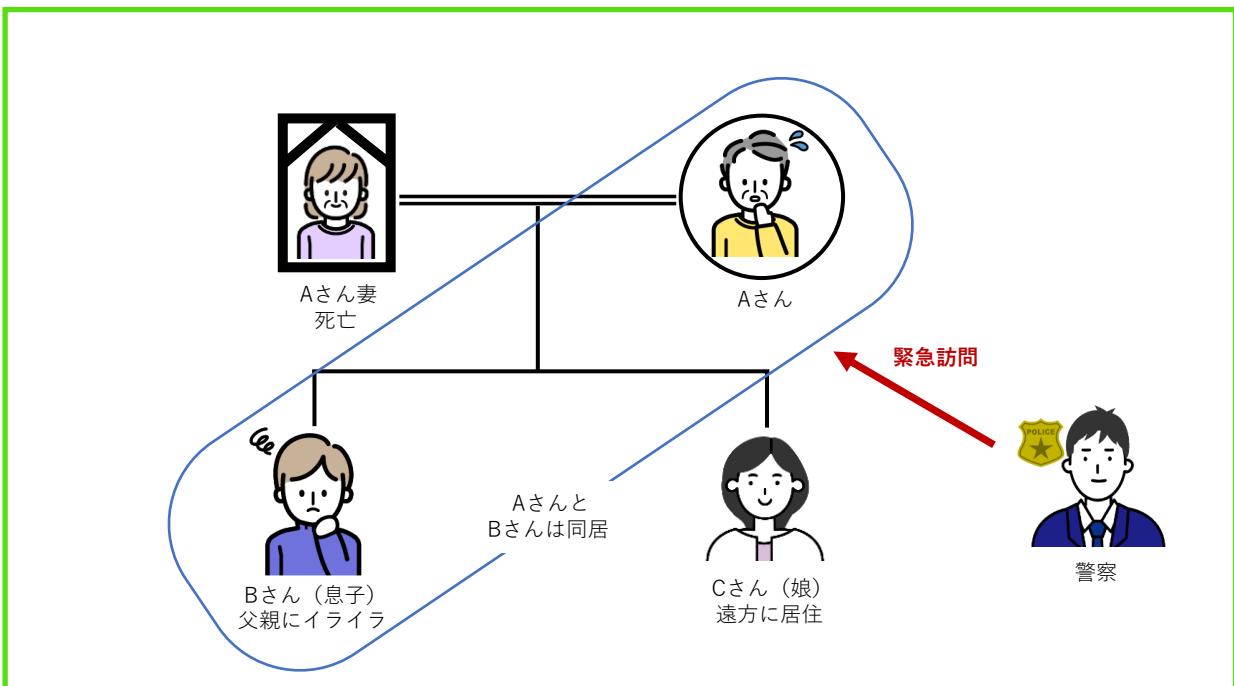
## 相談内容



警察

息子Bさんより、父親を叩いてしまつて倒れていますとパニックになつた状態で警察に電話がかかってきた。警官が自宅に駆け付けると、父親のAさんに大きなけがはなかったが、何度も同じ話や質問を繰り返し会話が成り立たない状況だった。また、息子Bさんにも話を聞いたが、話の理解が不十分で何を話しても「もう大丈夫」としか言わず状況の把握ができないため、8050問題（※1）として、地域包括支援センターに繋ぎ支援を依頼した。

（※1）8050（はちまる・ごうまる）問題とは、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。



## キーワード

8050  
問題

支援  
拒否

支援  
チーム  
形成

権利  
侵害

## 実態把握のために自宅を訪問

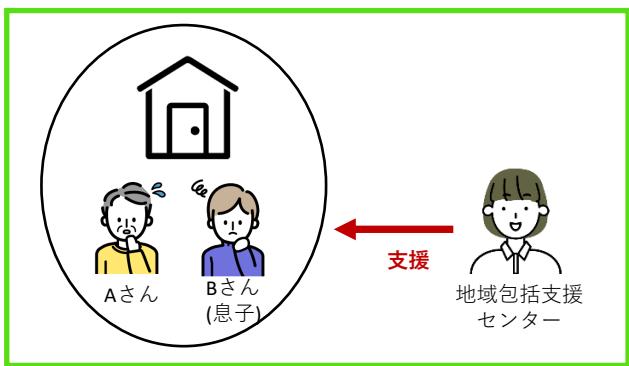
警察から相談を受けた地域包括支援センターの職員がAさんの自宅を訪問。息子Bさんが対応し、「大丈夫です」の一点張りであったが、Aさんと話がしたいと伝えると嫌々ながらもAさんの部屋を案内してくれた。

職員が自己紹介をし、「Aさんが心配なので様子を見に来ました」と伝えると、Aさんは生活の状況を話していたが、会話の途中で「誰ですか？何しに来たんですか？」と何度も同じ質問を繰り返していた。また、視力が悪いようで、机に置いているコップを手探りで引き寄せ床に落としてしまう場面もみられ、軽度の認知機能低下も見られた。息子BさんにもAさんの受診について話をしたが、職員の方を見ず、何を聞いても「どこも悪くないから大丈夫です」との答えであり、会話の様子から、何らかの障害があり、息子Bさんにも支援が必要な状態であることが分かった。

## 訪問を通じて見えてきたもの

地域包括支援センターが定期的にAさん宅を訪問。初めは「病院へは行かない！用事がないなら帰って欲しい」と言っていたAさんも、何度か訪問しているうちに「最近メガネをよく無くすようになった。息子に怒られてばかりいる。目も見えないので片付けもできなくて困っている」と話してくれるようになったが、職員の「一度病院に行ってみましょう」との働きかけには「まだまだ大丈夫！どこも悪くないから」と受診については拒否が続いている。

また、息子Bさんと話をすると、「父さんは、いつも同じことばかり聞いてくるからイライラする。物もすぐ無くすし、一人で家事や父さんの世話をしないといけないので疲れる。自分の好きなことをする時間が欲しい」と思っていることが分かった。



## 信頼関係の構築

病院への受診や支援の拒否が強いため、地域包括支援センター職員が根気強く訪問を継続。訪問を繰り返す中で、Aさんは「メガネもよく無くなるし、最近はテレビのリモコンの操作が分からなくて困る。息子に聞いても怒られるので怖い。毎日肩身の狭い思いをしてる」など自分の事を色々と話してくれるようになった。また、訪問の中でも職員に同じことを繰り返し聞いてくることも増えてきているため、再度病院を受診するように勧めると、「あんたが一緒に行ってくれるんやったら行くわ」と職員と一緒に受診することを了承してくれた。

また、息子Bさんについても、「昔は就職していたが、まわりの人と仲良くできなくて辞めてしまった・・・。本当は働いてみたい」「父さんは何で毎日毎日同じことはかり聞いたり、物をなくしてばかりするんだろう？昔はそんなことなかった！前のちゃんとした父さんに戻って欲しい」と話し、将来的に就職をしたいと考えていることや、Aさんの認知機能の低下を理解できず悩んでいることが分かった。

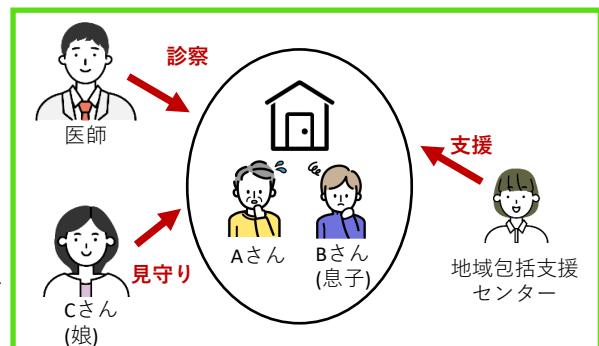
## 家族をつなぐ（家族がつながる）

職員と一緒に脳神経外科を受診したAさんは、「アルツハイマー型認知症」と診断され、服薬を開始。息子Bさんにも認知症について分かりやすく説明をおこない、Aさんの対応に困った時に相談できる体制を整えた。すると息子Bさんも「父さんが何度も同じことを聞くのは病気だったんだ」と認知症への理解を示し、Aさんの対応に困った時には、地域包括支援センターへ相談することで、落ち着いて行動することができるようになり、Aさんへの暴力も無くなっていった。

Aさんは、物を無くしたり、同じことを聞いても息子Bさんが怒鳴ったり叩いたりすることがなくなったので、「最近息子が優しくなった」と嬉しそうに話し、息子Bさんとの会話も少しずつ増えてきた。

また、遠方に住んでいる娘Cさんにも連絡を取ったところ、「実家が遠いので、なかなか戻ることができなかった。父とは電話で2～3ヶ月に1度は話していたが認知機能の低下には気づかず、兄に父の世話を任せていた」「兄は長い間ずっと仕事をせず家にいたので、仕事をしたいと思っていたとは知らなかった。一度実家に帰り家族と話してみます」との返事があった。

地域包括支援センター職員と家族で話し合い、娘Cさんは、数ヶ月に1度は実家に帰るよう予定を調整することと、Aさんはデイサービスの体験をおこなう事が決まった。

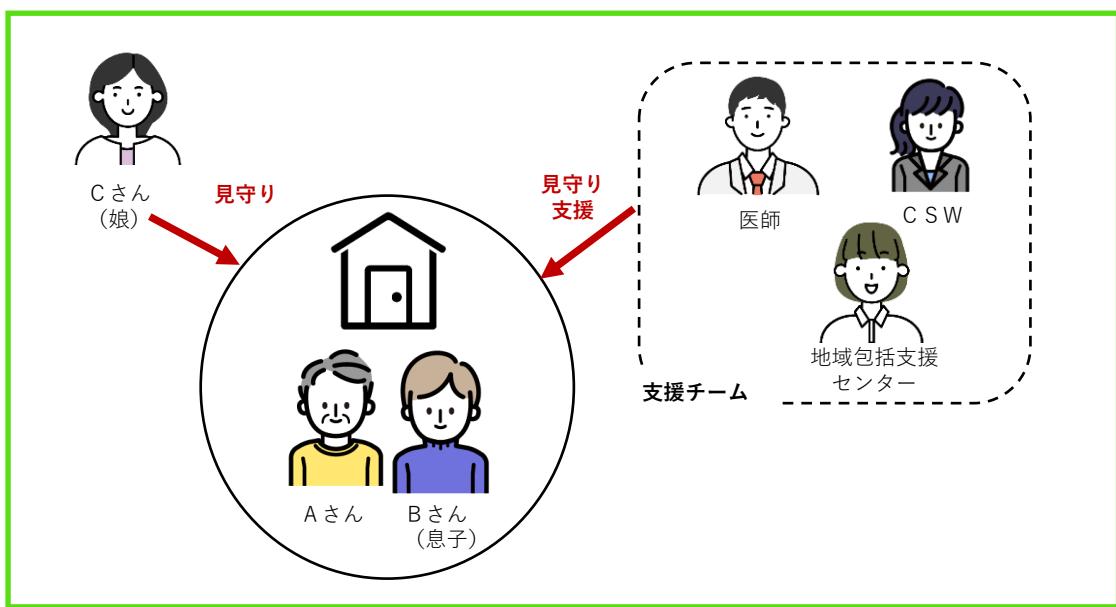


## 新たな生活に踏み出すために（新たな生活への一歩）

Aさんは、デイサービスに体験に行ったが、「何度も通うのは嫌だ。ここに来るなら家でゆっくりしていたい」と利用を拒否。現在は、脳神経外科の定期的な受診を継続しながら、介護保険サービスを利用できるよう、Aさんの気持ちに寄り添いながら、家族や支援者でサービス利用について、根気強く働きかけている。

息子Bさんは、数ヶ月に1度娘Cさんが実家に戻ってAさんの世話をしてくれるようになったため、その日を休息日とし、一人で自由な時間を楽しむことができるようになった。また、就職活動の準備として、CSWが実施するサロンにも参加。CSWとも関係性ができ、これから的生活についても色々な相談ができるようになり、Aさんへの対応も穏やかになっている。

現在は、地域包括支援センターとCSW、医師と連携し、定期的にカンファレンスを実施。情報共有しながらAさんや息子Bさんを支えるための支援を行なっている。



### コラム

初期対応から課題を整理していく中で、世帯が抱える複合的な課題を発見することも多々あります。その場合、支援者一人で抱え込みず、複数の支援者と連携しながら、支援の輪を広げていくことが求められます。この事例は、初期対応から、複合的な課題が見つかったときに、どのように課題整理、支援関係者との連携を広げていくかの参考事例として掲載しています。

# 親亡き後、頼れる親族が全くいない 家族の支援

## 対象者



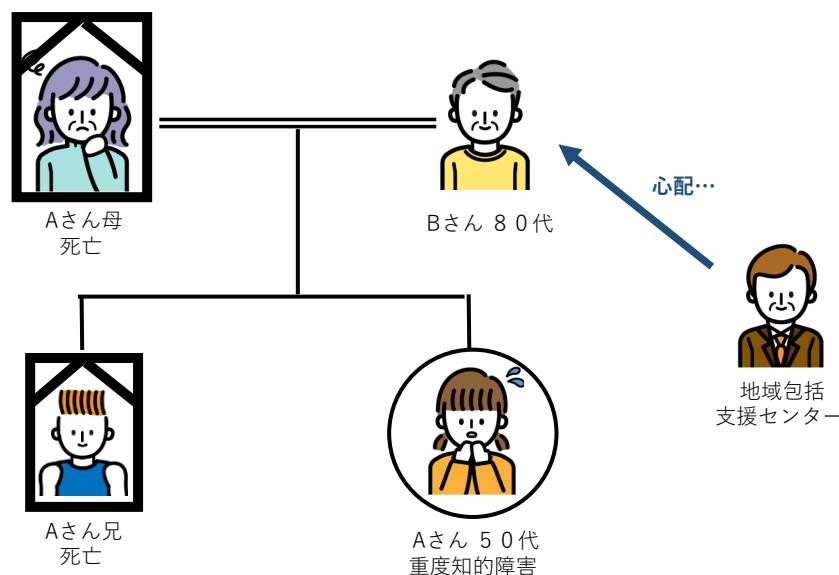
Aさん

Aさん 50代女性、父親との二人暮らし。ダウン症で重度知的障害がある。入退院を繰り返し、現在は入院中。サービス利用にはつながっていない。80代の父Bさんは要支援1、手に障害があり字を書くことが上手くできない。Aさんの母親は10年前にすでに他界し、Aさんの兄も昨年他界した。その他、頼れる親族はいない状況。

## 相談内容

Bさん  
Aさんの父親

父Bさんから地域包括支援センターに相談。「息子が他界してから不安。自分が死んだ後の娘Aのことが心配。自分も高齢。いつまで生きていられるかわからない。頼れる親族はいない。今まで息子が書類の記入や契約、家族に関する事柄の判断などしてくれていた。今後どうしたらよいか教えてほしい」



## まずは状況の把握から

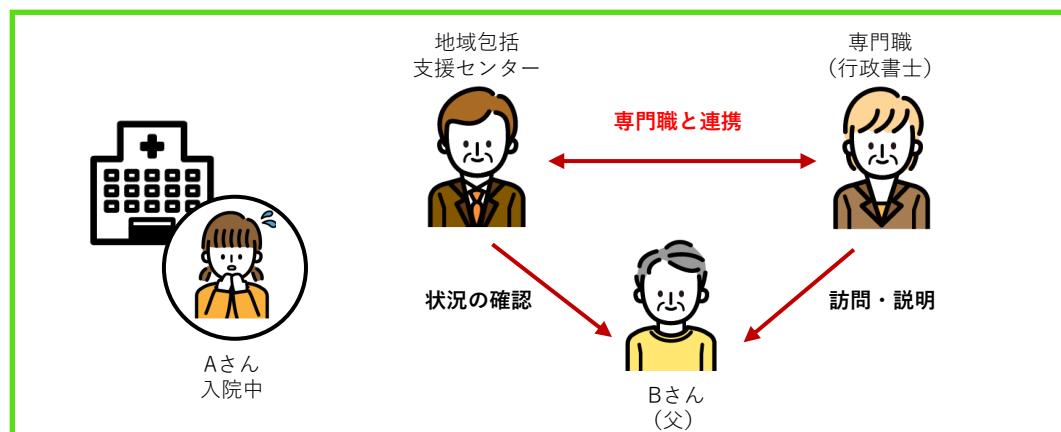
父Bさんから相談を受けた地域包括支援センターが、自宅を訪問。父Bさんは20年ほど前に脳梗塞を発症し、右半身に軽い麻痺があり、ペンを持つと手が震え文字が上手く書けない状態。介護保険制度は「要支援1」の認定を受けていたが「自分で出来る内は、出来る限り自分で頑張りたい」との意向もあり、介護保険のサービスは利用せずに生活を続けている状況だった。

父Bさんにとって一番の心配事は、娘であるAさんの今後について。「重度知的障害のため、自分が死んだ後の生活が心配。後見人という言葉は聞いたことあるが、後見人は何をしてくれるのか？費用はどれくらいかかるのか？どこに相談すればよいのか？娘は今、入院しているが、自分が生きている間は、娘と自宅で暮らしたい。どうしたら良いのかよくわからないので、色々教えてほしい」

## 専門職と連携し、対応策を検討！

今後、どういった懸念点があるのか、どういった備えができるのかと一緒に考えるため、専門職（行政書士）にも同席を依頼し、改めて父Bさん宅を訪問した。

専門職より成年後見制度について説明してもらうも、元来こだわりが強く節約家の父Bさんにとって「結局どれくらい費用がかかるてくるのか」「娘のためにどれくらいのお金があれば良いのか」と、費用面の説明に納得がいっていない様子だった。そこで、次回面談時には、より具体的なシミュレーションや視覚的にわかりやすい図表等を準備することを約束し、その日の面談は終了した。

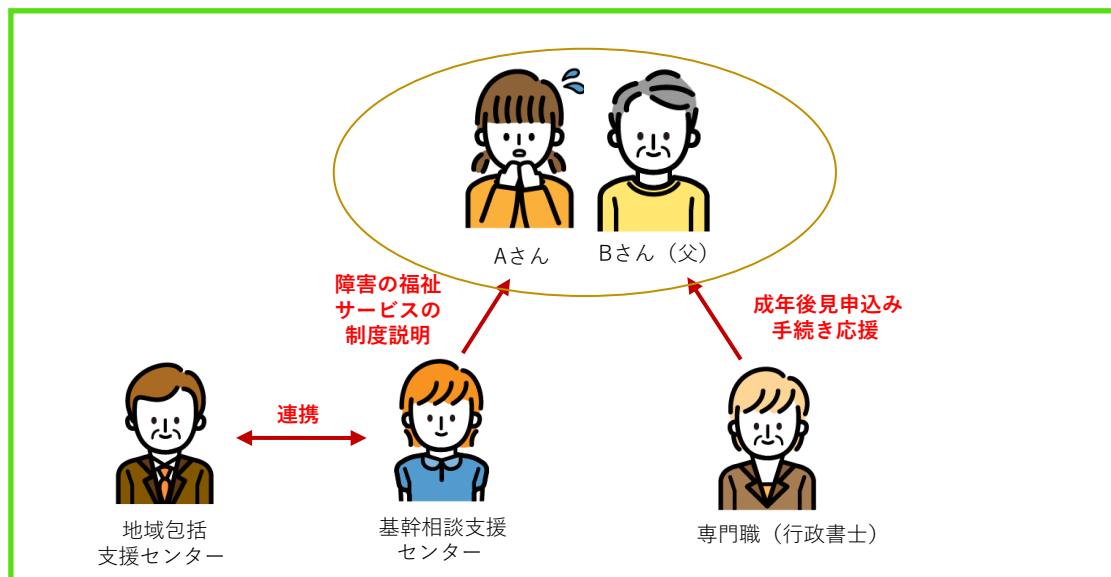


## わかりやすい説明の工夫

後日、改めて父Bさんへ後見制度を説明。図など視覚的に分かりやすいツールや、できるだけ具体的な例を挙げるなどの工夫を行った。もし、父Bさんが亡くなった場合、父Bさんの葬儀や納骨はどうなるのかや、父Bさんが亡くなった後に、Aさんに後見人をつけようとした場合、申立てできる親族がいないため、スムーズに後見制度を利用できないことなど、起こりうることを時系列に表し、イメージしやすいように説明を行った。また、費用については、制度を利用した場合の収支をシミュレーションし、何年後に預貯金がいくらになるか、おおよその目安を伝えると、父Bさんの不安も軽減。父Bさんが親族申立をする手続きを進めたいと希望した。

## 親子で在宅生活を続けるために

また、Aさんに後見人をつける手続きと並行して、基幹相談支援センターと連携。Aさんが、在宅で生活するために必要な障害サービスの利用につなげ、Aさんが日中通う場所と、自宅に戻ってから必要なサービスを調整。父Bさんが一人でAさんの介護を抱え込まないように、細く長くAさんとの同居生活が送れるようサービスの調整も行った。



### 一口メモ

#### 「基幹相談支援センター」って？？

「基幹相談支援センター」では、総合的な相談支援の窓口を設置するほか、地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取り組みなどを行い、地域の相談支援体制強化の取り組みを総合的に行っていきます。なお、枚方市内では基幹相談支援センターが3ヶ所あります。



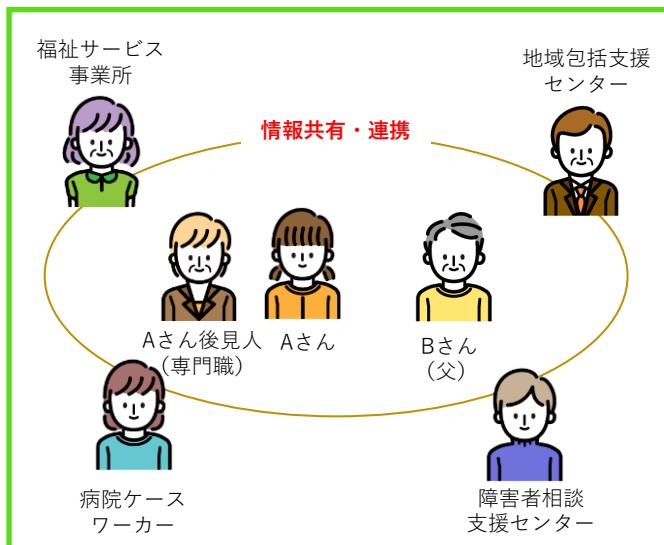
枚方市  
障害企画課ページ

## 親亡き後のために

父Bさんが申立人となり、Aさんに法定後見人を申立て、専門職が後見人に就任した。Aさんが障害のサービスを利用するようになり、障害者相談支援センター・ヘルパー事業所、生活介護事業所など、Aさんに関わる支援者も増え、今まで一人でAさんの介護を担っていた父Bさんの負担も軽くなった。手続きを進める中で、Aさん・父Bさんそれぞれの関係機関（地域包括支援センター・医療ソーシャルワーカー・障害ケースワーカー・障害福祉事業所等）と連携し、Aさんと父Bさんに対し、配慮や検討が必要な点の確認漏れがないか、また、関係者の中で『知らない間に手続きが進んでいた』と感じることがないように情報共有を密に行いながら支援体制を整えていった。その中で、父Bさんにも、いずれ支援が必要になることが考えられるため、生前事務委任契約（※1）や任意後見契約、死後事務委任契約（※2）などについて情報提供を行い、今後検討していくこととなっている。

（※1）判断能力が十分にあるうちから、財産管理・各種支払い・病院の手続きを、専門職等がサポートする契約。

（※2）あらかじめ依頼者の希望にそって死亡後の様々な手続きを行ってくれる代理人を契約によって決めておく生前契約のこと。具体的には、依頼者が亡くなった後の葬儀、お墓の管理、行政への届出、住居の明け渡し、親族など関係者への連絡、医療費や施設利用料の清算、SNSアカウントの削除等、多岐にわたり、希望に合わせて細かく決めることが可能。



### コラム

障害のある子が、親が先になくなった後でも幸せな人生を送れるようにすること。これが「親亡き後問題」といわれるものです。この事例では、親が元気な間に「成年後見制度」を活用し、少しづつ親も子も心の準備をしていましたが、親亡き後の備えは成年後見制度だけではありません。大切なのは、早期の段階から情報収集を行い、関係者と支援環境を整えること。その大きさを伝えたくて、この事例を掲載しています。

# 土地トラブルから発覚した生活課題

## 対象者



Aさん

80代女性Aさん、一人暮らし、収入は国民年金。

夫婦で自営業を営んでいたが、夫が他界後は、一人で切り盛りをしてきた。息子Bさんと娘Cさんがいるが、それぞれ障害を抱えており、子どもたちは現在、別々の場所で生活している。困ったときは、他市で生活しているAさんの弟Dさんを頼っている状況。

最近、Aさんに初期の認知症と思われる症状が出来ており、法的トラブルが起きていた。

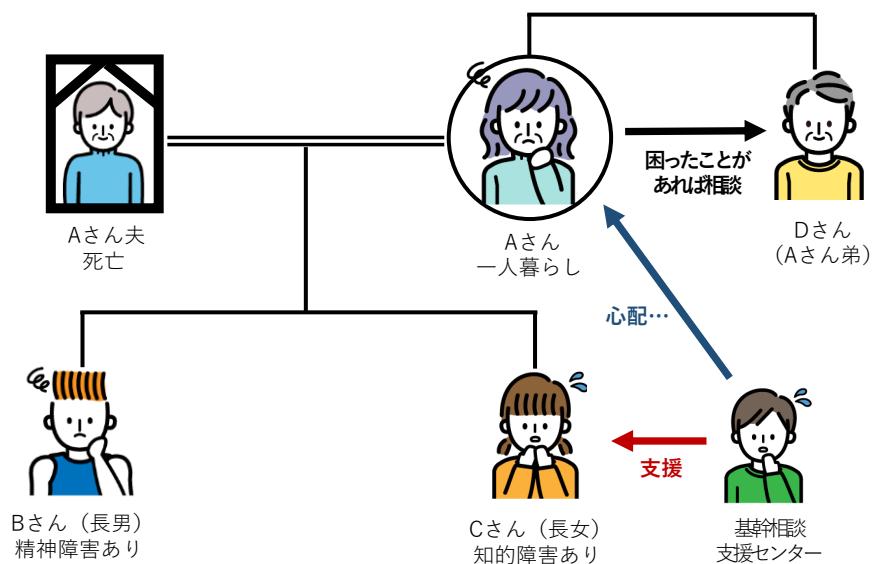
## 相談内容



基幹相談支援センター職員

Aさんの娘Cさんに長年関わっている基幹相談支援センターよりこうけんひらかたに相談。「Aさんが娘Cさんのお金の管理をしてくれていたが、最近、支払いが滞ることが増えたと情報があった。自宅を訪問すると、Aさんには、初期の認知症状が出ていた。また、裁判所からの通知もあり、確認すると借地料<sup>(※1)</sup>の未払い請求に関する裁判を起こされていた。しかし、Aさんは状況を理解できていないため、放置しており、法的手続きは難しい。どうしたら良いか？」

(※1) 借りている土地の地主に払うお金のこと。



## キーワード

金銭  
管理

債務  
整理

独り身

不動産  
トラブル

## このままでは家を追い出される可能性も

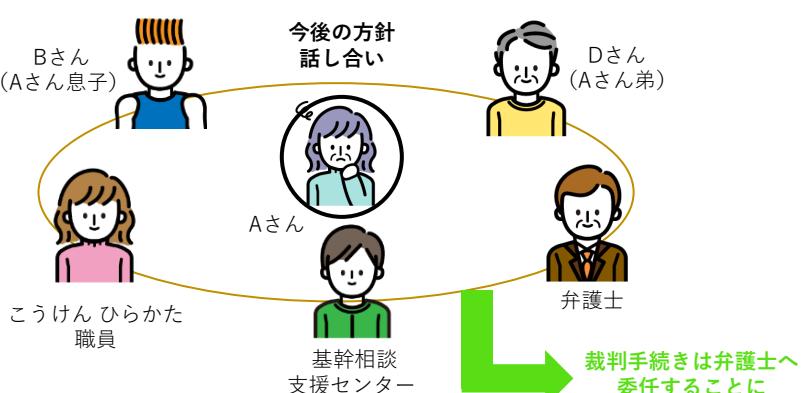
基幹相談支援センターと共にAさん宅に訪問。借地料の未払いは半年以上続いており、Aさんに理由を聞くと「昔はもっと安かったのに高くなつて生活が大変だから」と回答。また、一度裁判所に出向き話を聞いたようだが、内容がわからず、そのまま放置していたようだった。裁判所からの書類を確認すると、損害賠償請求と併せ、地主が借地権を解除すると訴えており、このままでは家を退去させられることも判明。次回の調停<sup>(※2)</sup>までに弁護士を委任する手続きが必要なこと、また家族にも状況を説明する方向でAさんを説得した。

(※2) 第三者が当事者の間に入ることによって、紛争の解決を図ること。

## 専門職と連携し、対応策を検討！

大阪弁護士会が運営する「高齢者・障害者総合支援センター ひまわり」にAさんと共に連絡し、出張相談を依頼。前回の訪問時にAさんが「困ったときは他市で生活している弟に相談している」「息子にも聞いてもらわないと、後から、ややこしくなるかな・・」との話があったので、Aさんと相談し、こうけんひらかたより息子Bさん、弟Dさんに連絡。弁護士訪問時に同席を依頼した。

後日、Aさん、息子Bさん、弟Dさん、基幹相談支援センター、弁護士、こうけんひらかたで集まり、状況を確認。弁護士もAさんと面談し「まだ委任契約できる能力はある」と判断。次回調停までの対応や弁護士への委任方法の説明をAさん家族に行い、Aさん家族も「自宅で生活ができる可能性があるなら」と契約を締結。裁判は弁護士に依頼することに。



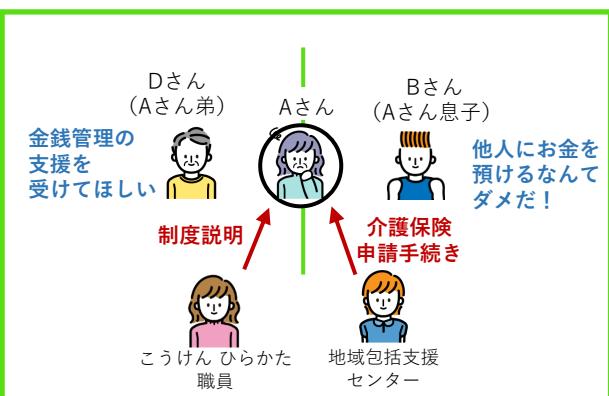
## 調停成立！でも、このままの生活で大丈夫？

弁護士が相手側と交渉した結果、様々な条件はあるが、その条件に同意すれば、自宅で生活しても良いとの提示があったので、AさんもAさん家族も同意。調停が成立した。

なお、今回の件で、Aさんに対し、日常生活を支援する体制が必要ではないかと支援関係者で協議。年相応の物忘れや理解力の低下、身体的な能力の低下も見られたので、こうけんひらかたより管轄の地域包括支援センターにつなぎ、Aさんの見守り体制や介護保険制度の申込みについて調整した。

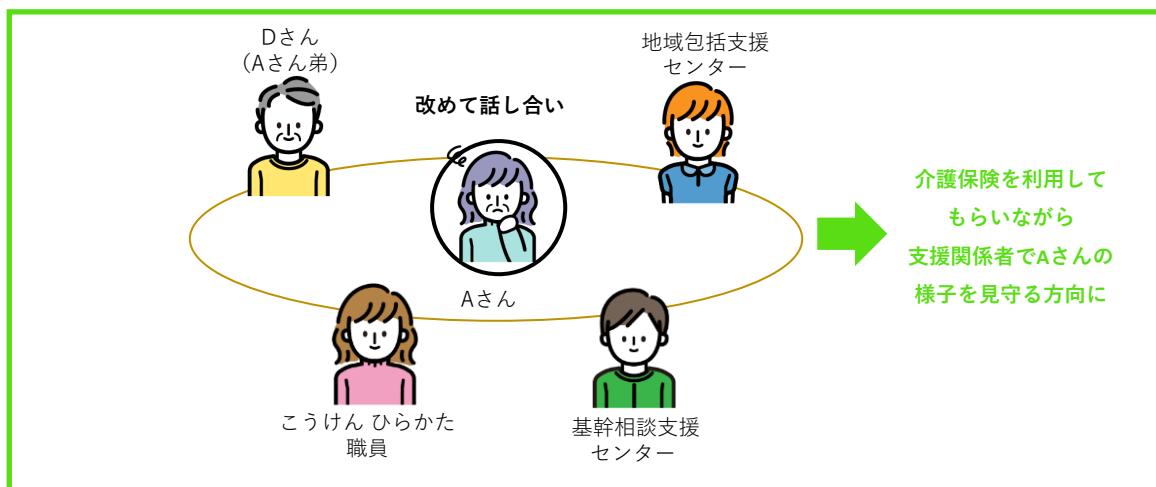
また、弟Dさんより「姉は一人暮らしで子どもたちにも障害がある。私もすぐには駆けつけることが難しい。お金の面で問題が起きないように金銭管理の支援をお願いしたい」と相談があった。こうけんひらかたの職員は、Aさん宅に訪問した際に、日常生活自立支援事業や成年後見制度について説明。

Aさん自身は黙っていたが、同席していた息子Bさんが「他人にお金を管理されようの制度は必要ない！」と激怒。その場ではAさんの気持ちを確認することができず、一旦、時間を置くことになった・・・。



## Aさんの気持ちを改めてみんなで確認

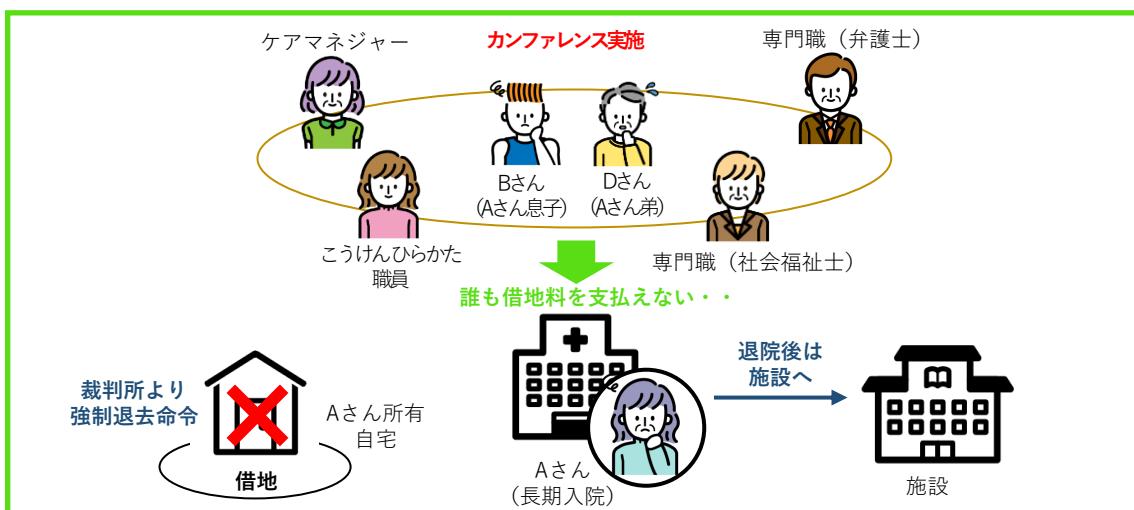
後日、Aさんと改めて面談し気持ちを確認。Aさん自身も「そんな他人に通帳を預けるなんて・・・。どうやって生活していくべきか？」「お金はこれから忘れず払うから」と金銭管理に関する支援を拒否。ただ、介護保険制度については「お願いします」と回答だったので、一旦、介護保険制度を利用してもらいながら、Aさんの様子を見守る方向となった。



## 1年後、Aさんの状態が悪化・・・

Aさんは介護保険制度を申請。「要介護1」の認定が出たので、ヘルパーを週1回利用することになった。また、ケアマネジャーも月1回の訪問時に、Aさんに対し、借地料等の支払いを忘れていないか、金銭管理等で困ったことはないかの確認を欠かさず行った。しかし、1年後、Aさんが脳梗塞を発症し、長期入院をすることに。Aさんの今後の生活や借地料の支払い、調停で決まった内容が守れなくなる場合のリスク等、様々な課題をどうするか、こうけんひらかたが行っている専門職派遣事業を活用し、息子Bさんや弟Dさん、支援関係者、専門職でカンファレンスを行った。息子Bさんと弟Dさんに借地料の支払いについて確認したが「替わりに支払うことはできない」と回答。この結果、調停で定められた条件を守れなくなったため、3ヶ月後に裁判所から土地の明渡し（及び建物の収去）に関する強制執行（※3）通達文書が届き、Aさんは長年生活をしてきた自宅を手放し、施設で生活することになった・・・。

（※3）法律上の権利、賃金債権、土地や建物明け渡し請求権等を強制的に実現する手続きのこと。強制執行の際は、強制執行担当の裁判所の職員（執行官）が借家人（若しくは借地人）を退去させることになり、その際は同居している家族は勿論、家具や動産類を全て運び出して空室の状態にする（土地の場合は建物撤去も含む）。なお、運び出した荷物は一定期間保管される。



### コラム

判断能力が低下している本人に複雑な課題が発生しても、様々なアプローチをしながら本人の意思を確認し、本人主体の支援をする大切さを伝えたくて、この事例を掲載しました。実際、支援者は本人の「自己決定の尊重」と「保護」の狭間で揺れることがあります。そのような時こそ、「意思決定支援」という考え方方に立ち返り、関係者と連携しながら本人に寄り添う必要があるのではないかと考えています。

# 『地域共生社会』の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が全国的に顕在化しています。そこで、厚生労働省は『地域共生社会の実現』を目指し、様々な福祉施策を進めています。

## 『地域共生社会』とは

制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの。

## 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進のイメージ

### 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援のネットワーク

障害者支援のネットワーク

### 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

子ども支援のネットワーク

地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク

生活困窮者支援のネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

### 権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

参考資料：厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

この「地域共生社会の実現」という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤の考え方として「権利擁護支援※」を位置付けた上で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を一層充実させ、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークの推進を図っていくことが目指されています。

※「権利擁護支援」とは意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。



## 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

### 権利擁護支援の地域連携ネットワークが担う「3つの機能」

#### 権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が本人や関係者からの相談を受け止め、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。



#### 権利擁護支援チームの形成支援機能

中核機関や関係者が専門職などと連携して、権利擁護支援の方針の検討や適切な申立ての調整など、権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援を行う機能。



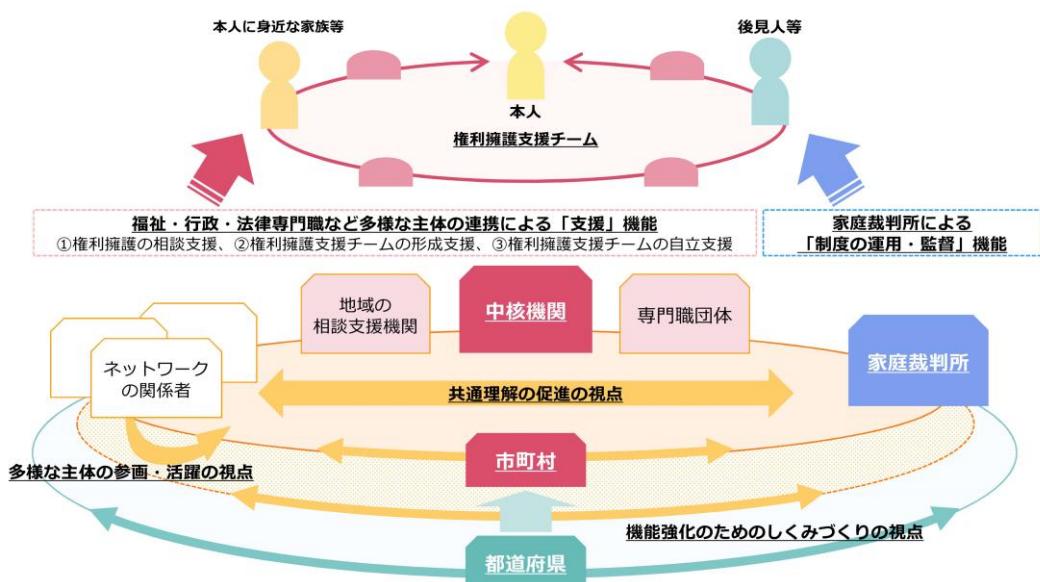
#### 権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう必要な支援を行う機能。



### 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図

本人中心の権利擁護支援チーム（※）を支えるための機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取り組みのイメージを表す図。



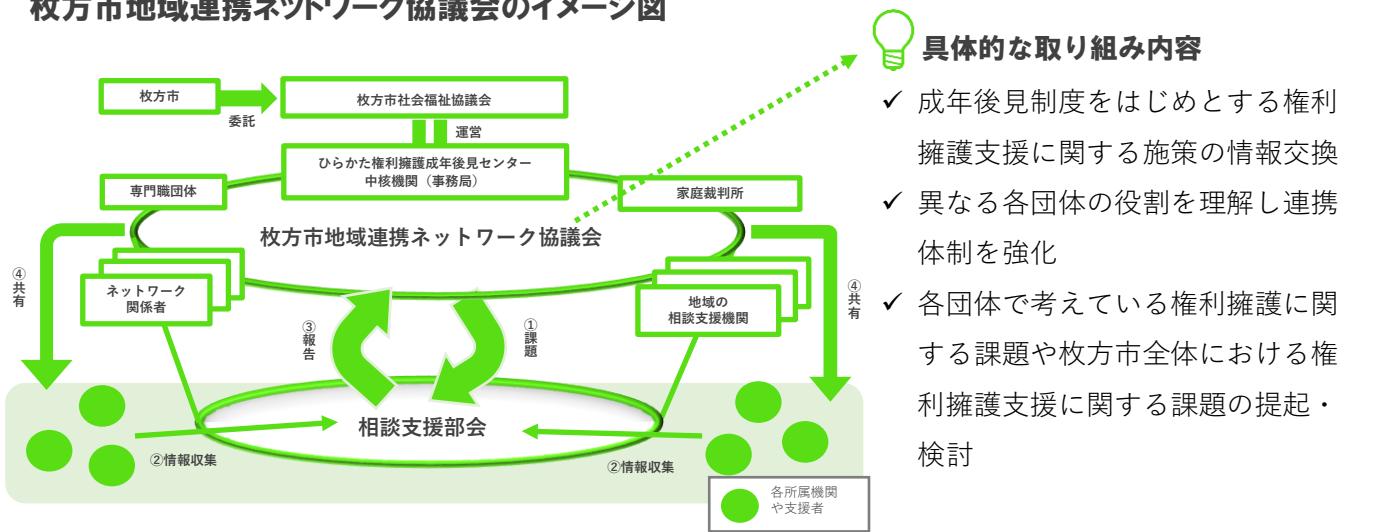
※「権利擁護支援チーム」とは、権利擁護支援が必要な方を中心に、様々な関係者が本人を見守ったり、本人の意思決定を尊重しながら必要な支援を行うチーム。成年後見制度利用のためのチームではなく、本人の意思決定に寄り添い、権利擁護支援を図れる体制を整えるチームのこと。

参考資料：厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

# 枚方市の状況（枚方市地域連携ネットワーク協議会）

枚方市では、令和3年より中核機関となる「ひらかた権利擁護成年後見センター（愛称：こうけんひらかた）」を立ち上げ、同年11月に「枚方市地域連携ネットワーク協議会」（以下「協議会」という）を設置しました。この協議会では、法律・福祉の専門職団体や枚方市内の関係機関が合議体を作り、地域で支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげていけるように連携体制の強化や、自発的に協力できる体制づくりを進めています。

## 枚方市地域連携ネットワーク協議会のイメージ図



## 構成団体・機関名

- ・学識経験者
- ・枚方市基幹相談支援センター（障害者相談支援センター）
- ・大阪弁護士会
- ・枚方市民生委員児童委員協議会
- ・大阪司法書士会
- ・枚方市コミュニティ連絡協議会
- ・公益社団法人 大阪社会福祉士会
- ・枚方市医師会
- ・大阪府行政書士会
- ・枚方信用金庫
- ・枚方市地域包括支援センター
- ・枚方市介護支援専門員連絡協議会
- ・日本郵便株式会社
- ・枚方市

※枚方市及びひらかた権利擁護成年後見センターは事務局として参加しています。

## 相談支援部会について

「相談支援部会」とは協議会の構成団体の中から、日々相談支援に携わる職員が集まり、チーム支援を円滑に行える環境づくりや権利擁護に関わる支援方法について協議しています。

### 具体的な取り組み内容

- 協議会で提起された課題についての検討や意見交換
- 部会委員が収集した情報を基に、実際にどのような支援体制があれば権利擁護支援をより円滑に行うことができるのかの検討



## 権利擁護支援を支える制度の1つ

# 「成年後見制度」とは？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人に対し、本人の気持ちに寄り添いながら支援者（成年後見人等）が、代わりに判断をしたり、契約などの法律行為を行うことで、生活面や法律面で本人の権利や財産を守る制度です。

成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。



check	法定後見制度			任意後見制度
	後見類型	保佐類型	補助類型	
制度概要	認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分ではない人のために、家庭裁判所が適切な支援者（成年後見人等）を選び、金銭管理や生活に必要な契約手続きを行い支援する制度			判断能力がある内にあらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）と支援してもらいたい内容を決め、将来に備えておく制度
対象者	判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	判断能力が十分にある人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援者の選任方法	家庭裁判所が決定 (候補者の希望を出すことは可能)			本人が契約により決定
支援内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人に代わり、原則、すべての法律行為を行える (代理権)</li> <li>本人が行った法律行為を取り消すことができる (取消権)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第13条1項※に関する法律行為を本人が行う際の同意や支援者の同意なしに行われた法律行為を取り消すことができる (同意権・取消権)</li> <li>本人と協議した上で家庭裁判所に認められた法律行為を代理できる (代理権)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第13条1項に関する法律行為の内、本人と協議し、家庭裁判所に認められた法律行為の同意や取り消しができる (同意権・取消権)</li> <li>本人と協議した上で家庭裁判所に認められた法律行為を代理できる (代理権)</li> </ul>	あらかじめ自分で選んだ支援者と公正証書による契約で支援内容を決定。本人の判断能力が低下後、支援者が契約した内容に則り法律行為を行う
支援者への報酬	本人の財産状況や支援内容により家庭裁判所が決定			本人と支援者が契約時に協議し決定

※) 「民法第13条1項」の行為とは、「借金をする」「保証人になる」「不動産や高額財産の売買」「訴訟行為」「相続の継承、放棄、遺産分割」「新築、増築、改築」などの行為です。

注) 支援者（成年後見人等）でも「できないこと」については37ページに記載しています。

## 成年後見制度を申し込む場合

### 法定後見制度



※1) 成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人の総称）の職務は、本人の判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。  
※2) 一旦、申立書類を家庭裁判所に提出すると、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることはできません。

### 任意後見制度



大阪家庭裁判所  
(任意後見)

## 成年後見人等ではできないこと

成年後見人等は財産の管理や支払い（財産管理）、契約等の法的手続き（身上保護）に関する支援を行えますが、下記に該当する行為はできません。

### 財産管理に関する「できないこと」

- ▶ 積極的な資産運用
- ▶ 財産の贈与や相続税対策
- ▶ 親族や第三者が支払うべき費用の立替又は支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- ▶ 日常生活に関する行為（※1）に対する同意権・取消権行使等

※1) 「日常生活に関する行為」とは、日用品（食料や衣類等）の買い物や、公共料金の支払い、その支払いのための預金の出し入れ等を指します。

※2) 「一身専属的な行為」とは民法で定められた本人だけが行使できる権利。成年後見人等であっても介入できず、代理権・同意権・取消権は及びません。

### 身上保護に関する「できないこと」

- ▶ 買い物・通院同行等の事実行為
- ▶ 医療行為に対する決定及び同意
- ▶ 身元保証人・身元引受人になること
- ▶ 結婚や離婚、養子縁組、遺言等の一身専属的な行為（※2）
- ▶ 本人の死後の事務（葬儀・納骨等）等

# おわりに

伝えたかったこと、それは。

支援を必要としている人の生活暦、生活・家族、財産状況等によって、困りごとの状況は各人各様で複合化していることも少なくない。何よりもその人の気持ちに寄添う、非常に個別性の高い唯一無二のものである。従ってその人の困りごとに特化した支援が求められる。

事例「O1」（P1）では、物忘れがひどくなってきた90代女性Aさんの娘（Bさん：定期的に見守り）☞金融機関（相談・引続き見守り）☞司法書士（オンライン相談）☞緊急通報装置設置・地域包括支援センターの助言・介護保険制度の利用☞民生委員（定期的に訪問）等、Aさんへの支援に必要な社会資源が効果的に活用されている。また、家族を含め多職種が互いに共通認識を持ち、各自の役割を果たしながらAさんに寄添い支援している。そうすることでAさんは地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができている。このことは、Aさんに特化したオーダーメイドでシームレスな多職種の地域連携ネットワークが形成される必要があるということを示している。

本事例集は「単なる事例」集ではなく、上記の例をはじめとして、支援の選択肢を広げるため地域にある様々な社会資源の活用の重要性とともに、地域で支援を必要とする人を早期に発見し適切な支援につなぐオーダーメイドの地域連携ネットワークの「分析集」と呼んでよいであろう。個別性の高い人の困りごとに對し、社会資源の活用方法、多職種連携の図り方について、支援者が困難を感じた時のチカラになればこの事例集が伝えたい目的は達成されたと言えよう。

「何を伝えたいか」「事例の選定」「わかりやすく見やすいデザインにするには」等、相談支援部会の方々には随分ご苦労をおかけした。貴重な事例を提供くださった関係各位にも深く謝意を表したい。

令和7年1月

種智院大学人文学部社会福祉学科 教授 明石 隆行

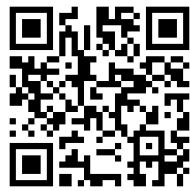
ひらかた権利擁護成年後見センター運営委員会 委員長  
枚方市地域連携ネットワーク協議会 座長

令和7年1月  
**事例から伝えたい ふくしのチカラ**

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

**発行 枚方市地域連携ネットワーク協議会  
ひらかた権利擁護成年後見センター**

ひらかた権利擁護成年後見センター こうけん ひらかた  
〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目1-35  
枚方市立総合福祉社会館ラポールひらかた  
枚方市社会福祉協議会 生活支援課内  
電話:072-807-5442 / FAX:072-845-1897



こうけんひらかた  
ホームページ